

東南アジア

経済協力関係法令集



シンガポール

1960

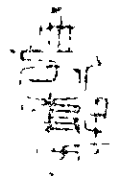
アジア協会
査統計課

LIBRARY

JICA LIBRARY



1046398[2]



調査統計課

東南アジア

経済協力関係法令集

ノンガボール

1960

アジア協会

東南アジア

経済協力関係法令集

シンガポール

1960

アジア協会

國際協力事業団	
年月日	84-5-25
登録No.	1078
	AS

は し が き

東南アジア諸国をはじめ低開発地域の国々は、戦後政治的独立を獲得するとともに、経済的自主達成をめざして長期経済開発計画を樹立し、これを推進せしめているが、民族資本及び技術等の欠乏のため、その実現には外国資本の参加、それも自国の政治的・経済的自主性を確保し、自国経済の近代化に寄与し得る外国資本の参加を要望している。

わが国の東南アジア等諸国に対する経済協力が強調されている折柄、このたびアジア協会において、これ等諸国の外資導入関係法、企業関係法、外国為替管理法、出入国管理法及び憲法上の経済条項等々、経済協力に関する重要関係法令をとりまとめて刊行することとした。経済界はもとより、広く海外経済協力を推進せられんとする向きの参考に供することを得るならば幸甚である。

なお、この編集作業は短日月に取りまとめた関係上、内容につき不備を免れぬと思うが大方の御叱正をこうとともに、更にこれら新興諸国の法令が日を追うて改定され、体系化されつつある現状に鑑み、今後ともアップ・ツッ・デイトな資料の蒐集に基づき、一層内容の充実された法令集の刊行が望まれる次第である。

この機会に貴重な資料の提供及び法令の翻訳並びに監修に御協力下さった方々に謝意を表するものである。

昭和 35 年 3 月

社団法人 アジア協会
会長 小 林 中

推 奨 の こ と ば

低開発国の経済的發展が、世界の安定的平和増進のために極めて重要であることが認識され、各国ともアジア、アフリカ等低開発地域に対する経済協力的ないし技術援助をますます活発化し、最近にはこのために国際的協調による努力がなされるに至っている。また低開発国側においては、その政治、経済上の自立と向上を目指して、先進諸国の資本・技術の受入とその効率的活用のため真摯な努力が続けられている。

わが国はその地理的歴史的事情から、アジアの各国の立場をよりよく理解し得る関係にあり、能う限りその發展に協力せんとしている。

この目的を達するためには、関係国の経済、社会、行政、文化等各般の事情がつねに詳細かつ的確に把握されていることが必要であるが、従来かかる調査がとかく不十分のうらみがあった。

社団法人アジア協会は、アジアその他の地域各国との経済技術協力の実施に著しい貢献をしているが、今般アジア諸国における外資、企業、輸出入、外国為替、課税、出入国等、経済協力に直接関係ある法令の蒐集刊行を企画実施されたことは、まことに時宜を得たものであって、関係業界その他各方面を裨益するところ蓋し多大なるものがある。

ここにこれを喜び、広く江湖に推せんする。

昭和 35 年 3 月

外務大臣 藤 山 愛 一 郎

目 次

第 1 章 総 論	1
第 1 節 総 説	1
第 2 節 シンガポール独立史	2
第 3 節 政 治	11
第 4 節 財政経済および経済開発計画	16
第 5 節 日本との関係	20
第 2 章 憲法上の国家経済に関する原則	22
第 1 節 総 説	22
第 2 節 シンガポール憲法	23
第 3 章 外資導入関係法	38
第 1 節 総 説	38
第 2 節 創始産業法	39
第 4 章 企業関係法	41
第 1 節 総 説	41
第 2 節 事業名称法	42
第 3 節 会 社 法	42
第 4 節 企業統制法	48
第 5 節 労働関係法	49
第 5 章 外国為替管理関係法	51
第 1 節 総 説	51
第 2 節 為替管理法	52
第 6 章 出入国関係法	57
第 1 節 総 説	57

第 2 節	移民管理令	58
第 3 節	移民規則	77
第 4 節	1959年移民（入国禁止）令	82
第 5 節	1959年移民（特例）令	84

第1章 総 論

第1節 総 説

シンガポール自治州は、マレー半島の最南に位し、ジョホール水道により同半島とつながっているシンガポール島およびその付属小島からなっており、面積は約587平方キロメートルで、東京都の約1/3、淡路島とはほぼ同じである。

シンガポール島は、長さ約42キロメートル、幅約22キロメートルで、地形的には3つの特長がある。すなわち、島の中央部と北部は花崗岩性の岩石で、プキテマ（海拔177メートル）、プキゴムバック（133メートル）等の岡を除き、平均約60メートルの丘陵、西部および南部は貝岩、砂地によって急な坂や谷、東部は軟弱な砂礫地となっている。

気候は、マレー半島の南端で赤道直下にあたるためと、アジア季節風帯にあることなどにより、一定した高温、高湿および降雨の多量が特長である。日中は高温でむし暑い、夜間は幾分快適な気温となる。年間を通じて気温の変化は非常に少く、最高平均温度31度、最低平均温度24度で、モンスーンの影響のため、5月～10月までは南風、11月～4月までは北風が吹くほかは、年間を通じ判然とした乾期・雨期の区別はない。

人口は、1959年末の政府統計によると約161万人で、人種別構成比率は、華僑＝75.2%、マレイ人＝13.8%、インド人・パキスタン人＝8.5%、ユーラシア人＝0.8%、ヨーロッパ人＝0.7%、その他＝0.8%となっている。

言語は、英語、中国語のほかマレイ語、タミール語が話されている。1956年2月シンガポール政府は立法評議会用語として英語、マレイ語、中国語およびタミール語の4カ国語を正式に決定し、1959年6月3日シンガポール自

第2節 シンガポール独立史

治州発足後、新立法評議会でも同様に4カ国語が使用されている。

なお、シンガポール自治州政府は、将来マレイ語を公用語とする意向で、マレイ人以外の者のマレイ語学習を奨励している。宗教は、人種別により異なっているが、中国人は97%が仏教、残りがキリスト教、マレイ人は回教、ヨーロッパ人やユーラシア人はキリスト教、インド人は70%がヒンズー教、20%が回教、残り10%がキリスト教およびシーク教である。

第2節 シンガポール独立史

1. 成立

シンガポールの起源については明かではないが、1377年ジャワ人によって占拠されるまでの13世紀～14世紀頃には、重要な地位を占めていた。

その後、1819年イギリス人スタンフォード・ラフルズが通商上の根拠地とする目的で、1824年8月2日条約を結び、ジョホール州のサルタンから東印度会社はその割譲を受け、1826年に至りシンガポールは、ペナン、マラッカとともに、ペナンに本部を置く東印度会社の支配下におかれた。

1867年に至り、ペナン、マラッカ、シンガポールの3植民地をもって直轄海峡植民地が構成され、東印度会社の支配からイギリス植民地省の所管に移され、その後海峡植民地として統治されていたが、1946年にマラヤ連合(The Malayan Union)が成立した際、ペナンとマラッカは同連合に加入し、シンガポールは付近の小島とインド洋にあるココス・キーリング諸島およびクリスマス島を含めて王領植民地(Crown Colony)となった。さらに、1955年11月にはココス・キーリング島がオーストラリアに移管され、ついで1958年10月1日にはクリスマス島がオーストラリアに移管された。

そして、1959年6月3日、内政自治権をもつシンガポール自治州が新発足した。

2. 政情

シンガポール王領植民地には、総督を補佐する立法および行政機関として、シンガポール植民地令にもとづく立法評議会と行政評議会が設置されていた。1953年、立法評議会の民選議員増員要求決議にもとづき、植民地令改正のためレンデル憲法定定委員会が設置され、同委員会の報告にもとづき1954年4月、立法評議会の構成を25名の公選議員、3名の職権議員、4名の任命非官吏議員計32名とすること、および、行政評議会を廃止して新たに閣僚会議を設置することに決定した。

右植民地令改正後、初の立法評議会民選議員の選挙が1955年4月に実施され、その結果、社会主義右派系の労働戦線が一般の予想を裏切り全議席25席中10議席を獲得した。

第1党となった労働戦線の党首デーヴィッド・マーシャル(David Marshall)は総選挙後直ちに組閣に着手し、二党連合の連立により1955年4月マーシャルを首班とする初の閣僚会議が成立した。

マーシャル主席閣僚(Chief Minister)は立法評議会議長にたいし、1955年7月臨時議会の開会を要請し、同議会において植民地主義の終結に関する動議を提出し、圧倒的多数をもって可決された。その結果、イギリス側と1956年4月からシンガポールの将来の地位についての正式会談が行なわれることに決定したので、マーシャル主席閣僚は1955年12月ロンドンに赴き、8日間にわたりイギリス政府との間に予備会談を行ない、1956年4月に行なわれる正式会談をシンガポール制憲会談とし、その主要議題として、自治の限界、自治制開始の時期、立法評議会の構成、公務員制度、外交および国防等につき協議することを取極めた。

1956年4月23日ロンドンで開かれた制憲会談における論議の中心は、国内治安にたいする責任とこれに関連する国防の問題に集中されたが、結局、国

第2節 シンガポール独立史

内治安の責任に関する国内治安委員会の構成、組織および権限等について両者の意見が一致せず、会談は決裂した。

、マーシャル主席閣僚は右会談失敗の責任を負い、1956年6月7日辞職し、その地位を労働厚生大臣の林有福（Lim Yew Hock）にゆずり、林と入れ替りに労働戦線の党首となった。そして、新たにシンガポールの主席閣僚となった林有福は、労働・厚生大臣を兼任し、マーシャル内閣当時の大臣をそのまま留任させて翌日組閣を完了した。

林有福主席閣僚はシンガポール独立会談再開に関する打合せのため1956年12月ロンドンに行き、イギリス政府と打合せた結果、前回の制憲会談の決裂の原因となった国内治安委員会の問題も、イギリス側の譲歩によって円満に解決される見透しがつき、1957年3月、正式に制憲会談を行なうこととなった。

かくて、林有福主席閣僚を団長とする与野党連合のシンガポール制憲会談使節団は、1957年3月11日から1カ月にわたって会談した結果、シンガポール側の要望が現実に沿ったものであり、イギリス側に拒否の理由を与えなかったなどのため、遂に同年4月11日にイギリスも条件付でシンガポールに自治を与えることに同意し、イギリス＝シンガポール双方の代表者により協定の署名を行なった。

右協定の骨子はつぎのとおりであった。

(i) シンガポールは、完全な内政自治権を有する“State of Singapore”となる。

(ii) 総督制度を廃し、マラヤまたはシンガポール出生者をして、イギリス連合王国女王陛下の代表者として、“Yang di-Pertuan Negara (Head of State)”と呼称する。

イギリス政府は弁務官をもって代表され、弁務官は、新憲法実施後6カ月間“Head of State”の地位を兼ねる。

(イ) 立法議員を51名に増員し、すべて民選とし、職権および任命議員の制度を廃止する。

(ロ) 主席閣僚 (Chief Minister) の名称を総理大臣 (Prime Minister) と称し、閣議を主催し、行政権の行使につき立法評議会にたいし責任を負う。

(ハ) 司法権の独立を保障する。

(ニ) イギリス政府は、外交および国防問題にたいし責任を負う。外交および国防問題につき、イギリス政府とシンガポール政府とが協議出来るよう、イギリス弁務官を議長とする両政府合同委員会を設ける。イギリス政府は、通商および文化関係については、シンガポール政府を対外的に代表する権利を有する。

(ホ) イギリス政府は、シンガポールにおける基地および施設の管理および使用の権利をもつ。

(ヘ) 国内治安委員会を設け、同委員会は、イギリス弁務官を議長とし、委員にはシンガポール側から総理大臣ほか2名の閣僚、イギリス側から2名の官吏、マラヤ連邦から閣僚1名を出して合計7名で構成する。

(ロ) イギリス政府は、シンガポール憲法を停止する権限を有する。

(ハ) 新憲法は1958年1月以降の時期に実施する。

なお、イギリス政府は、制憲会談終了直前、新憲法下に行なわれる第1回総選挙には、政府を顛覆せんとするような破壊分子を被選挙者としないことを約束するよう要求したが、シンガポール側の強い反対にあい、結局態度保留の形となった。

ついでシンガポール制憲会談報告書は、1957年4月24日より開かれたシンガポール立法評議会に上程せられ、圧倒的多数をもって原案通り可決されたが、イギリス側の付帯条件たる「新憲法実施後第1回の総選挙に破壊分子の選挙参加を禁止」する条項については、これを拒否する決議を行ない、あく

第2節 シンガポール独立史

までもシンガポールの内政問題として解決する態度を堅持することとなった。

シンガポール制憲会談の諸決定および意見不一致を最終的に調整してこれを決めるため、林有福主席閣僚は、1957年の制憲会談使節団と同一の構成からなる使節団をもって、1958年5月12日から同月27日までロンドンでシンガポール制憲会談を行なった。本会談では破壊分子の第1回総選挙参加禁止問題等をめぐり相当の曲折を経て、1957年4月合意をみた協定を内容とするシンガポール新憲法草案につき双方の合意をみたので、草案は1958年11月27日立法評議会に提出され、同日付シンガポール政府官報をもって公布された。

新憲法草案のうち、特に問題として討議決定された主要点は、つぎのとおりである。

(イ) 破壊分子の第1回総選挙参加禁止

イギリス側の主張が繰返されたがシンガポール側の反対にあい、イギリス側は前記の趣旨を憲法草案に織込まず、最初の立法評議会召集のため必要とされる文書の中に右趣旨を織込むよう勧告したいとしたが、結局、「1955年公安条令による被拘留者は法の無害判決にもとづく証明の登録なくしては被選挙権が認められない」旨の規定が設けられた。

(ロ) 少数民族尊重

すべての少数民族、とくに原住民族であるマレイ人の利益を育成増進するため、シンガポール政府の責任を強調する方向に関係条項が修正された。

(ハ) 軍用地保有

イギリスの軍隊は防衛目的のため占有している土地の保有を認められ、イギリス軍保有中の土地以外でも合憲的手続により取得しうることが合意された。

(ニ) 基地および施設

軍事基地および施設の安全および警察権に関する規定は、すべて同種の問

題を取り上げたイギリス＝マラヤ連邦間の取極めに準じて定められる旨合意された。

(4) イギリス弁務官の序列

憲法に明定せず、書簡交換により、イギリス弁務官は、シンガポールにおける他のイギリス連邦諸国および他の外国代表に優先して特殊の公的序列を与えられるべき旨合意された。

(5) イギリス弁務官の閣議情報確保

イギリス弁務官は、シンガポール閣議の議事日程のほか、すべての閣議議題並びにシンガポール首相の裁量により、イギリス政府の外交、国防上の利益および責任に関連し、またはイギリスが国内治安委員会において取り上げるものとする事項に関係した閣議の討議および結論を述べた報告書の提供を受けることが合意された。

また、新憲法実施に先立ち、総選挙が行なわれることになっており、シンガポール政府は9月29日付公報をもって「シンガポール立法評議会議員選挙に関する勅令」を公布した。右勅令によれば、立法評議会の構成は、民選議員11名のみに変更されることとなったほか、1955年の公安条令により拘留された者は、特別に設置される裁判法廷に上訴し、同法廷で公共の安全と秩序に無害である旨の判決を受けた上、証明書が発給を受けなければ、第1回総選挙に立候補出来ない旨の規定が設けられた。

従来のシンガポール市議会（選挙区が立法評議会の約3分の2にあたる）は総督の任命による議長と27名の議員によって構成され、そのうち18名は民選であり、地方自治団体として市会法（Municipal Ordinance）にもとづく条令により広汎な自治権を有していた（但し、予算、公債発行については総督の許可を要する）。

1957年4月に行なわれたイギリスとの制憲会議の結果、シンガポールは完

第2節 シンガポール独立史

全な内政自治権を取得することとなり、初の民選としてシンガポール市議会議員の選挙が57年12月行なわれた。この選挙は58年に行なわれる立法評議会議員選挙の前哨戦と目され、その結果が直ちに立法評議会選挙に影響をおよぼすので特に注目されたが、選挙の結果は人民行動党の大勝に終わったため、今後の市政に大きな変化を来すものとして注目され、さらに同市議会議員の互選による市長選挙も、同じく57年12月行なわれたが、人民行動党の押す Ong Eng Guan (王永元) が当選した。

このような人民行動党の急激な進出は、政府、与党に多大の衝撃を与え、労働戦線は左翼政党の進出を防止し、引続き政権を獲得するため、保守政党である自由社会党と共同戦線をとるため、1958年7月以来新党結成が進められた。また、同月行なわれた市議会補欠選挙も人民行動党の勝利に終り、市議会における左翼政党の立場が一屈強固になった。このため新党結成による保守合同の必要性がますます痛感され、結局1958年11月10日、「シンガポール人民連盟・(Singapore People's Alliance)」が新党として誕生した。ところが、同連盟は、当初の予想に反じ、労働戦線と労働者党を主力とし、自由社会党幹部の一部のみが参加する形となった。

いずれにしても同連盟が誕生した結果、シンガポール市議会議員の構成は、人民行動党9名、人民連盟5名、自由社会党5名、二党連合2名、労働者党1名および無所属5名となり、従来の多数党たる人民行動党と同党以外の党派の比率が14名対18名となったにも拘わらず、58年12月行われた市長選挙では17票対15票と人民行動党の王永元前市長が再選される結果となり、反左翼陣営は早くも出発点においてその結束の弱さを露呈する結果となった。このような情勢のため、シンガポール政府および与党は、左翼陣営の進出阻止の方法として強制投票制度の実施を考慮し、選挙法の改正を検討した結果、59年1月28日地方選挙法案が立法評議会を通過した。これにより悪質な

選挙運動禁止、理由なくして棄権する者の選挙権剥奪等を規定する強制投票制度が実施されることとなった。また、立法評議会選挙法改正法案も3月同評議会を通過し、総選挙においても地方選挙の場合と同様強制投票が実施されることになった。なお、グード・シンガポール総督は1959年1月21日、立法評議会に書簡を送り、同日議長から、(イ)立法議会は4月2日またはそれ以前に解散し、(ロ)新立法評議会の総選挙は解散後60日以内に実施し、(ハ)新憲法の施行期日は選挙後の第1月曜日とする旨発表、さらに3月31日付官報で、グード総督は立法評議会の解散を宣し、総選挙日を5月30日とする旨を発表した。

1959年5月30日に施行された総選挙で、野党の人民行動党は立法評議会総議席のうち43議席を占めて、圧倒的勝利を獲得した。これに対し、林主席閣僚の率いる与党の人民連盟は林党首をふくめてわずかに4議席、二党連合は3議席を、無所属（人民連盟系）は1議席を獲得したに過ぎず、自由社会党は当選者皆無という惨敗ぶりを示した。

この総選挙は、強制投票制度により施行されたため投票率は89.4%に達し（有効投票数約52万）、総得票数の53.4%の約28万票は人民行動党の獲得するところとなった。これにたいし、反左翼陣営各党は、総得票数の40%の約21万票を獲得したにも拘わらず、前述のとおりわずかに8議席を獲得するに止まった。

総選挙の結果により6月1日林主席閣僚はグード総督に辞表を提出し、各閣僚も自動的に辞任したので、同日グード総督は人民行動党李光耀書記長を招致し、組閣問題につき会談したが、同書記長は3年前のストライキにおいて、公安条例違反の罪で逮捕され引き続き拘禁中の同党の党員、前立法評議会議員林清祥以下8名（1955年より56年にかけて、パスおよびイギリス海軍基地従業員による二大ストライキの中心的指導人物で、いずれも極左分子）の釈

第2節 シンガポール独立史

放を条件として組閣に応ずる旨回答した。

グード総督は直ちにこの釈放問題につき、総務長官、検事総長らと協議し、さらにイギリス政府の訓令を仰いだ上、翌2日「新憲法の迅速かつ円満なる実施のため必要である」旨の布告を出し、前記8名を釈放することに同意したので、李書記長は組閣を受諾した。翌6月3日、新憲法の発効に伴い、シンガポールは外交と国防を除きほぼ完全な内政自治権をもつ「シンガポール自治州 (State of Singapore)」として発足し、同日グード総督はイギリス政府を代表するイギリス弁務官 (Commissioner) に就任するとともに、憲法の規定により、同日より6カ月間イギリス女王を代表するシンガポール自治州主席を兼ねることになった。李光耀を首班とする人民行動党新内閣は、6月5日成立し、副総理に杜進才人民行動党主席、新設の国家開発相に王永元前シンガポール市長がそれぞれ就任した。

人民行動党内には容共左派が介在しているため、選挙戦中は反対派より共産党と同一なりとの宣伝が行われていたが、政権獲得後は全般として、比較的穏健な方法で現実の問題に対処している。

李内閣は、成立後現在まで大要つぎのような措置を採った。

(イ) 6月5日行政機構簡素化のため、シンガポール市議会を廃止し、市議会のすべての機能を新設の国家開発省の管理下に移す旨発表した。

(ロ) 組閣早々青少年不良化防止措置 (頹廢的新聞の発行停止、挑発的音楽の放送禁止等)、中級以上の公務員の俸給・手当の削減による財政引締策、および、道路・公園等公共施設建設のための労働率仕運動等、斬新な措置を採った。

(ハ) 将来マレイ語を公用語とするため、マレイ語教師の養成を行うとともに、新たにマレイ語夜学校を開設する一方、ミッション・スクールの宗教教育制限を実施した。

(ニ) 主として華僑を対象とする一夫一婦制の実施、結婚登録制、早婚禁止等の措置を採るため、中共の婚姻法を基本とした法律を準備することになった。

(ホ) 8月15日以降、中級以上の幹部職員に政治教育を施すとともに、行政および政治上の討論研究を行わしめるため研究所を開設した。

(ヘ) 9月には、党と政府との連携を密にするため、従来の政務次官制に加え、新たに総理府その他各省（内務省および国家開発省を除く。）に人民行動党黨員たる政治委員をおき、その地位に前政府により政治犯として拘留されていた者を一部割当てた。

グード初代主席の任期（暫定6カ月）満了に伴い、シンガポール政府は1959年12月1日、第2代自治州主席（憲法の規定によりマラヤ生れのものであることを要する。）に、ユソフ・ビンイ・シャック（Yusof bin Ishak）人事委員会委員長がイギリス女王により任命された。

ユソフ新主席は12月3日、自治州主席就任式挙行後声明を發し、各種族が相互のさい疑心を除去し、一致団結すべき旨を強調した。なお、シンガポール自治州政府は、12月3日、新主席就任と同時に、新たに自治州旗、自治州歌および自治州紋章を制定し、同日より1週間を「自治州民忠誠週間」とし、自治州全体を挙げて各種族を網羅する政界・財界・文化・学校その他各種団体による祭典を催し、新自治州としての基礎を着々と固めている。

第3節 政 治

1. 政 体 シンガポールは、1959年6月3日、新憲法の発効に伴い、外交と国防を除き、ほぼ完全な内政自治権をもつシンガポール自治州(State of Singapore)として発足した。

イギリスは、シンガポールに対し、つぎの権限を有している。

第3節 政 治

- (イ) シンガポールの外交および軍事に対する責任を保有
- (ロ) シンガポールの重大治安に関する発言および投票権の保持
- (ハ) シンガポール自治政府が憲法に違反した場合、および、シンガポールの状勢がイギリス政府の外交および軍事に対する責任遂行能力に脅威を与えるような場合には憲法を停止する権限

このような形態は、イギリス連邦王国内における自治領の地位を獲得する直前の姿であるといわれ、イギリス植民地内の特列である。

なお、シンガポールにおいて、イギリス女王を代表する自治州主席(Yang di-Pertuan Negara (Head of State) は、マラヤ生れの者の中からイギリス女王が任命し、自治州主席の補佐機関として、内閣および立法議会がある。

2. 立 法 シンガポールは1院制度の立法評議会 (Legislative Assembly) があり、同評議会は、任期5年の民主議員51名によって構成される。議長は、大臣または副大臣でない議員、もしくは、議員でない者の中から選出される。

3. 行 政 行政権は自治州主席に属し、主席は、内閣の首長の補ひつによって行政権を行使する。

内閣は、自治州主席から組閣の指名を受けた首相が内閣を組織する。現在内閣は、1959年6月5日に組閣し、李光耀を首班とするつぎの9名の閣僚をもって構成されている。

シンガポール自治州内閣 (1959年6月5日組閣)

相	李光耀 (Lee Kuan Yew)
副首相兼 国家開発大臣	杜進才 (Toh Chin Chye)
財務大臣	吳慶端 (Goh Keng Swee)
内務大臣	王邦文 (Ong Pang Boon)
労働大臣兼 司法大臣	ケイ・エム・ バーン (K. M. Byrne)

衛生大臣 アーマッド・ビン・イブラヒム (Ahmad bin Ibrahim)

文部大臣 楊玉麟 (Yong Nyuk Lin)

文化大臣 エス・ラジャラトナム (S. Rajaratnam)

4. 司法 司法機関は、最高裁判所および下級裁判所から成り、最高裁判所長官および最高裁判所裁判官は、それぞれ自治州主席によって任命される。

5. イギリスとの関係機関

(イ) 政府間委員会 (Inter-Government Committee) 新憲法の規定により、シンガポールの外交および国防問題に関して、イギリスおよびシンガポール政府代表の協議する機関である。議長は、イギリス弁務官で、弁務官欠席のときは副弁務官が議長となり、シンガポール政府首相は自治州政府を代表して会議に出席し、首相欠席のときは副首相が代理出席する。

委員会は、定期的に、原則として毎月少くとも1回弁務官の招集によって開かれるが、そのほか自治州政府の要求のあるときは臨時に招集される。

(ロ) 国内治安委員会 新憲法の規定により、シンガポールの治安に関する方針に関して、イギリスとシンガポール政府およびマラヤ連邦政府代表の協議する機関である。委員会は、議長のイギリス弁務官を含めて、イギリス政府代表3名、シンガポール政府閣僚3名、および、マラヤ連邦政府代表1名の7名によって構成される。第1回委員会は、1959年8月28日、シンガポールのイギリス連合王国弁務官府 (Office of the United Kingdom Commission) において開催された。

(ハ) シンガポール・東南アジア弁務官 シンガポールには、従来、イギリスの東南アジア総弁務官が駐在していたが、1959年12日以降その職名が改められ、新たに「シンガポールおよび東南アジア弁務官」(United Kingdom Commissioner for Singapore and South East Asia) が駐在する

第3節 政 治

ことになった。

弁務官は、イギリス本国の植民省大臣代理として、シンガポール自治州のほか、イギリス領ボルネオに対して管轄権を有し、さらに、本国総理大臣に直屬して、インド、パキスタン、セイロン、ビルマ、タイ、インドネシア、フィリピン、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、中国およびマラヤ連邦に対する軍事・外交、経済等の最高政策の調整の任にあっている（現在弁務官は、セルカーク伯爵 (Lord Sle Kirk) で、SEATO イギリス代表を兼ねている）。

6. 政 党 主要政党には、つぎのものがある。

(イ) 人民行動党 (People's Action Party)

マラヤ連邦とシンガポールとの併合および植民地主義反対を綱領として1954年11月結成された社会主義政党で、主席は杜進才（現副首相）副主席は吳秋泉、書記長は李光耀（現首相）である。

1959年5月の総選挙において、総議席数51議席中43議席を占め、同党は、36才の李首相の下に政権を担当し、マラヤ連邦との提携強化、失業救済、青少年不良化防止等の政策を打ち出して新風を吹込んでいる。

(ロ) シンガポール人民連盟 (Singapore People's Alliance)

1958年11月、左翼政党に対抗するため、労働戦線、労働者党を主力とし、これに自由社会党の一部幹部が参加して結成された政党で、結成当時の主席は、林有福主席閣僚兼労働社会大臣、副主席は張賛美であった。

同党は、シンガポール市民および子弟の生計擁護、労働者の権利と就職機会の確保、社会主義による議会の民主的政体維持、各民族および階級間の融和と協調促進等を綱領とし、現在立法評議会において4議席を占めている。

(ハ) 二党連合 (UMNO-MCA Alliance)

マラヤ連邦の最大の政党であった統一マレイ民族主義組織(United Malay

Nationalist Organization-UMNO) とマラヤ華僑協会 (Malayan Chinese Association-MCA) の連合で、現在立法評議会において3議席を占めている。

(㉔) 自由社会党 (Liberal Socialist Party)

1956年2月、シンガポールにおける最古の親英的な保守政党であった進歩党と、華僑商業会議所の利益を代表する民主党とが合同して結成された政党で、1958年11月のシンガポール人民連盟結成とともに中央執行委員の張贊美等が新党の副主席として参加したが、残留組が反共を綱領として同党の再建をはかっている。現在、立法評議会には議席をもっていない。

(㉕) 労働者党 (Worker's Party)

1957年11月、労働戦線の前党首デーヴィッド・マーシャル (David Marshall) を党首として結成された労働者を中心とする政党である。同党はシンガポールの独立、議会中心主義による民主主義の下に労働者の団結と政治上の権利擁護を綱領としているが、シンガポール人民連盟の発足とともに、中央執行委員14名がこれに参加したため、目下党の再建を計画中である。

(㉖) 労働戦線 (Labour Front)

1955年4月の第1回立法評議会民主議員選挙において10議席を占めて第1党となり、爾来政権を担当してきたが、1958年11月、シンガポール人民連盟の結成とともに、党首の林有福 (当時の主席閣僚) を含め大部分がこれに参加したため、新党に参加しなかったトーマス前交通大臣によって党の改組を計画中であったが、1960年2月の特別党大会において、「労働戦線の政治綱領は、多くの点で人民行動党の基本政策と近似しており、また、その基本政策も現在人民行動党政府の下で実行に移されているから、同党と今後不必要な争いを必要としない」という理由の下に、同年2月28日正式に解散した。

第4節 財政経済および経済開発計画

1. 財政経済

シンガポールは、極東からヨーロッパに通ずる関門という地理的な条件に加えて、ゴムおよび錫の世界的産地たるマラヤ連邦を背後にひかえているところから、イギリスはシンガポールを極東における最大の要塞港として仕上げるとともに、経済的にも中継貿易港として繁栄せしめた。そのため、シンガポールの生活水準は、他のアジア諸国に比べると非常に高い。

生産手段としてほとんどみるべきものをもたないシンガポールが、こうした高い生活水準を持続できるのは、他の諸地域との貿易、それも、その大半が中継貿易が盛んなことによるものである。しかし、その反面、経済の繁栄が中継貿易に全面的に依存しているといっても過言でないだけに、近接国の景気動向に著しく左右され、とくにヒンターランドのマラヤ連邦、その他の隣接諸国の経済が、ゴム、錫等の第1次生産物の輸出に対する依存度が大きいため、これら特産物の価格変動は、生産国の購買力、ひいてはシンガポールの中継貿易に決定的影響を受ける。とくにインドネシア等の隣接諸国の貿易政策、とくに直接貿易政策は、シンガポールの中継港としての存在価値が次第にうすれ、かつてような繁栄は望めないとする消極論がある一方、過去長年にわたって培われて来たシンガポール商社の経済的基盤、港湾、金融その他の諸施設からみて、近い将来においてシンガポールの地位低下は現実問題として考えられないとする積極論も強い。

ともあれ、すでに幾度か激しい経済変動の荒波を乗り越えてきたシンガポールにとっては、年々増加する人口問題解決のためにも、また経済に弾力性をもたせるためにも、工業の発展は当面の最大の課題であり、このため自治州政府は、後述のような産業経済政策を強力に推進せしめている。

シンガポールの産業は、農、漁、林、鉱、工業のいずれも極めて小規模であり、製造工業はマラヤ産原料加工のほか、造船および修理、伸鉄、綿糸、食料品、タバコ等の第2次産業があるが、とくに見るべきものはなく、消費物資のほとんどすべてが、海外からの輸入にまたねばならない実情にある。

(イ) 農 業 全面積 580 平方キロメートルのうち、既耕地23%、可耕地21%を占め、農業の発展は大きな制約をうけている。農業人口は32,000人で大部分が中国人の小農園経営者で野菜栽培に従事している。野菜の生産は年々増産の傾向にあり、1958年には3万トンに上っているが、国内需要の60パーセントを充たすに過ぎないので、不足分はマラヤ連邦、中共およびスマトラからの輸入にまたねばならない。栽培面積は、ゴム、ココナット、果樹が大部分を占めるが、経済的価値は野菜より遙かに少い。

(ロ) 漁 業 漁場は、シンガポール周辺から南支那海、インド洋方面におよんでいる。ライセンスを所持している漁民は1958年には5,368人(70%が中国人、30%がマラヤ人)であったが、1957年の5,443人に比べ若干減少している。漁船は2,850隻で発動機船は28%を占め漁船の機械化は着々進められている。

(ハ) 林 業 シンガポール自体は林産資源はなく、マラヤ、東スマトラ、サラワク、北ボルネオから輸入された丸太製材所、ベニヤ板製造工場、小規模製材所、木工所等があり、そのすべては中国人経営である。また製材能力は、日産約5トン~60トンまで多様であり、製材された材木は現地で消費されるほか、オーストラリア、イギリス、インドネシア等に輸出される。

(ニ) 工 業 シンガポールは原材料の供給が充分でなく、土地の狭隘、動力源の不足等工業の立地条件に欠けるところが少くないため、貿易に依存して来た経緯もあって、製造工業は常に第2次的にみられており、工業生産も限られた品物が小規模に製造されているにすぎず、消費物資のほとんどは

第4節 財政経済および経済開発計画

外国から輸入に仰いでいる。しかしシンガポール政府は、1958年には創始産業法および産業拡張法を制定して産業の育成を図っているが、資金、技術とも必ずしも十分でなく、また労賃が他の東南アジア諸国に比べ高い上に労働不安もあって、産業の発展は意にまかせない模様である。

工業労働者は全労働者数の10%を占めるが、企業はいずれも小規模である。現存の企業としては、マラヤ産原料加工のココナット油、パイナップル罐詰、ゴム靴製造等のほか、造船および修理、自動車組立、伸鉄、建築材料、食料品、飲料品、煙草、石けん、医薬品、家具等を製造する第2次産業がある。

2. 経済開発計画

シンガポールにおける開発は、元来シンガポールが仲継貿易に依存する消費地であるため、主として公共の福祉、港湾の改善等に向けられている。

開発担当機関は、シンガポール市会、港湾局および SIT (Singapore Improvement Trust) であるが、この中 SIT は開発の分野で特に重要である。

シンガポールにおける土地の効率的使用のため開発計画は、1972年には人口が200万を超えるという推定の下に、それに見合う施設を整備せんとするものであり、その内容は、つぎの通りである。

- (1) 一般的なもの——(i) 年間最少限10,000万戸の住宅建設 (ii) 道路の建設、改善
- (2) 市の中央地域——(i) 人口を29万人から34,000人に減少 (ii) 学校、公用敷地、公共用建物および駐車場のための土地確保
- (3) 都会および準都会地域——(i) 545,000人収容の109,000戸分(7,000エーカー)の土地開発 (ii) 学校、公園、運動場、公共用建物および工場のための土地確保 (iii) 農園、公園、運動場等のための緑地帯の確保 (iv) 20万人の町村3カ所建設、178,000人のための居

留地建設

3. 産業経済政策

シンガポールにおける産業経済政策の目標は、年間3.5%の割合で激増する人口、とりわけ今後10年間に毎年26,000人あて増加する新規求職人口にたいし、いかにして雇用の機会を与え、生活水準を向上するかにあるといっても過言でない。

新政権は、未だ発足早々で、長期的な産業経済政策の具体化は、現在未だなされていないが、与党の人民行動党が1959年5月の総選挙前に発表した経済5カ年政策は、政権担当後かなりの変化を余儀なくされるであろうが、今後の基本的な政策動向を示唆するものとみられるので、これを要約すればつぎのとおりである、同党は、年々増加する労働人口を吸収するには、これまでの貿易中心主義では不可能であり、これに対処する唯一の方途は、工業化を実現する以外にはないとしている。

(1) 工業化政策 (イ) 共同市場の設置——マラヤ連邦政府と協議の上、シンガポール＝マラヤ連邦を一体とした共同市場を実現し、シンガポール物資のマラヤ連邦への輸出を自由とし、関税を撤廃させる。その代償として、シンガポール港をマラヤ連邦との共同管理下におき、マラヤ連邦の対外貿易に利用させる。

(ロ) 経済連盟の設立——シンガポール、マラヤ連邦双方の工業化計画を調整し、相互補完の立場において発展分野を協定し、資源、技術、資本の無用の争奪を回避して工業投資家をして安心して投資させ、相互に最も有利な条件で工業化を促進することを目的とした、シンガポール＝マラヤ連邦間の経済連盟の設立を提唱する。

(ハ) 技術教育の発展——高等教育機関において、科学技術を強化し、高級技術者を訓練し、また職業訓練学校を設立して、工員の技術水準を向上せし

第5節 日本との関係

める。

(二) シンガポール資本の活用——シンガポールの政府、銀行、保険会社が海外に保有する資本は国内の資本需要を充たして余りがある。しかし現実には大量に海外へ逃避しているので、これら流出資本の国内再投資を可能とするような法的措置を講ずるとともに、資本の安全を保証するというものである。

(三) 創始産業法 (The Pioneer Industries (Relief from Income Tax) Ordinance) ——シンガポールにおける新規産業を育成するため、一定の期間所得税免除の特権を付与するもので、外国企業にたいしても適用される。

(2) 貿易政策 工業化の必要性は、すでに貿易依存だけでは行きづまり状態になっているところに発しているのであるが、多年築き上げてきた貿易上の地位、海外との連けいは決して無視さるべきではなく、かつ、それらが工業化に当っての長所ともなっている。したがって緊急事態の場合は利として、自由港としての地位が大きく変ることはない。ただ特殊のケースについて、国内工業育成の必要から若干の制約をうけることはありえよう。

第5節 日本との関係

1. 経済・技術協力

わが国のシンガポールに対する経済・技術協力は、つぎに示すように、漁業関係を除いてはあまり活発ではないが、最近シンガポール政府は、わが国との資本または技術提携による経済協力を強い関心を示している。

(1) 漁業 大洋漁業と新源發公司、大洋漁業と春光水産、藤中水産と春光水産の3件がある。その漁業計画の内容は大体同一で、日本側から漁夫40人～50人の派遣を求めてトロール漁法またはセイン漁法に従事せしめる一方、現地人漁夫の訓練に役立たしめようとするもので、訓練内容は、遠洋深

海漁法の一般知識および技術の習得，漁類識別，漁具使用方法，魚類冷凍貯蔵，潜水，航海術，気象視測等，漁業全般にわたっている。

(ロ) サルベージ 松庫商店と International Salvage Association, Ltd. との間に，1956年頃からシンガポール港において，日本側から30余名の技術者を派遣して沈船引揚作業が行われている。

(ハ) 工 業 小野田セメントとマラヤ洋灰工業有限公司との間に，セメント貯蔵および包装工場が設立されている。

2. 貿 易

シンガポールにおける対日感情は，戦後必ずしも良好ではなく，日本人に対し厳格な入国制限がとられていたため，わが国の経済進出は順調ではなかった。

しかし，シンガポールにおける対日感情の好転とともに，日本商社の進出も許可される至り，わが国のシンガポールに対する輸出は次第に増加してきた。わが国のシンガポール向輸出の特徴は，国際的な景気如何にかかっているほか，シンガポールの伝統的な重要両輸出先である，マラヤ連邦およびインドネシア共和国等の隣接諸国の政治経済および産業貿易政策如何にかかっている。

ちなみに，最近におけるわが国の対シンガポール貿易収支は，日本銀行為替統計によると，1958年には総輸出額29,334ポンド中，人造繊維製品の輸出が第1位で33%，ついで，綿製品，亜鉛引鉄板，セメント・セメント製品，鉄鋼素材，水産製品等の順となっており，シンガポールからの輸入品目は石油，くず鉄，ボーキサイト，穀類，鉄鉱石，木材等，総額4,814ポンドで，24,520ポンドの出超となっている。

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

第1節 総 説

シンガポール自治州憲法、正確には、「シンガポールに関する枢密院令(憲法)」(The Singapor (Constitution) Order in Council) は、1958年11月21日作成、同月27日議会に提出され、憲法第121条第5項ないし第123条の規定は1958年11月28日に、その他条項は憲法第2条にもとづいて任命された日に施行された。

シンガポール憲法は、前文、13章128条、付表1～4、および註釈から成り、つぎのような構成となっているが、国家経済に関する条項はない。

前 文

- 第1章 総 則
- 第2章 元 首
- 第3章 イギリス連合王国弁務官
- 第4章 行政部
- 第5章 立法評議会の組織
- 第6章 立法評議会の権能および招集手続
- 第7章 国内治安会議
- 第8章 国防および外交
- 第9章 公共奉仕
- 第10章 司 法
- 第11章 財 政
- 第12章 憲法改正および停止
- 第13章 経過規定

第2節 シンガポール憲法

前文

女王陛下枢密院会議

この会議は、イギリス連合王国政府代表とシンガポール植民地代表との間に、1957年3月および4月ロンドンにおいて開催された。

本会議において、シンガポールは、「シンガポール自治州」(The State of Singapore) の名称をもち、かつ、新憲法を制定し、これにより、元首 (Yang di-Pertuan Negara) の下にシンガポールに対し国内自治権を付与し、イギリス連合王国政府に国防および外交に関する責任を留保することが望ましいことに同意した。さらに、同会議は、シンガポールの法律・命令の維持および破壊の防止は、憲法に従いシンガポール政府の責任とするが、国防と国内治安とは相互に密接な関係があるため、シンガポールの国内治安に関するすべての問題は、ひとりシンガポール政府に対してのみならず、イギリス連合王国政府に対しても利害関係のある問題とし、憲法は、国内治安会議に関する規定を遵守する旨の同意がなされた。さらに同議会は、1958年11月18日、マラヤ連邦に駐在するイギリス連合王国代表たる高等弁務官とマラヤ連邦大統領との間に交換された書翰により、イギリス連合王国政府とマラヤ連邦政府とは、国内治安会議におけるマラヤ連邦政府の参加およびこれに関する附随事項に関し (シンガポール政府の上記代表の同意をえて) 両国政府間の了解事項を記録した。

さらに同議会は、シンガポールにおける民族的・宗教的少数民族の利益を常に保護することがシンガポール政府の責務であること、およびシンガポール島固有民であって、最も援助を必要とされるマレイ人の特殊的な地位を常

第2節 シンガポール憲法

に認識することがシンガポール政府の慎重かつ良識ある政策となること、従ってマレイ人の政治・教育・経済・社会・文化的利益およびマレイ語を保護・育成・助長せしめることがシンガポール政府の責務であることに同意し、これを明白に確認した。そして、同議会は、上記の諸問題について規定を設けることが有用であるとした。

ここにおいて女王陛下は、1958年(a) シンガポール自治州法第1条第1項・2項および3項にもとづく権限、その他女王陛下に帰属する権限もしくはその権限を行使することにより、枢密院の助言にもとづき、つぎの如く命令すること欣快とする。

第1章 総則 (Preliminarg)

第1条 (主用語の解釈)

憲法上の用語の解釈に関する条項である。

第2条 (名称および施行期日)

この枢密院令は、1958年シンガポール枢密院令(憲法)(Singapore (Constitution) Order in Council, 1958) と称し、別に定められた場合を除き、総督がシンガポール植民地の官報に布告をもって定めた日に実施されるものとする。

第3条 (廃止)

1955年および1956年(h) シンガポール植民地枢密院令は、これによって廃止される。

第2章 元首 (Yang di-Pertuan Negara)

第4条 (元首)

- (1) シンガポールに女王陛下の代表者として元首をおく。
- (2) 本令第107条の規定に従い、元首は、マラヤにおいて出生した者の中

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

から女王陛下の親署および国璽による親任状により任命されるものとする。但し、任命される前にシンガポール政府は、任命される者について協議するものとする。

(3) 元首は、女王陛下の親任を受けている間その地位を保持するものとする。但し、元首に再任されうる権利を害することなくして任命された日から最長4年の期間を経過した後は、その地位を辞するものとする。

第5条 (元首の職務権限)

元首は、本令およびシンガポールにおいて施行されるその他の法令、親任状、女王陛下が時宜に応じて与えることが適当と思われる訓令にもとづき、元首の職務に属するすべてのことをなすことができる。但し、元首がかかる訓令に準拠する問題を有するか否かは、いかなる裁判所といえどもこれを審査することができるものとする。

第6条 (親任状の公表および元首の宣誓)

元首は、その地位についての義務を行なう前に、任命された親任状を、最高裁判所長官または数名のその他の裁判官、および、出席大臣の面前において公表し、かつ、本令付表第1所定の様式に従い、忠誠の宣誓、元首の職務の正当な執行に関する宣誓、および、最高裁判所長官または裁判官が右の宣誓によって管理することとなる旨の宣誓を直ちに行なうものとする。

第7条 (元首の地位の継承)

(1) 元首の地位が空位であるとき、または、元首がシンガポールに不在のとき、もしくは、その他の原因によってその職務の執行を妨げられまたは不能とされるときは、その職務は、女王陛下の親任を受けている間、女王陛下が親署および国璽をもって任命または指示する者によって執行されるものとする。但し、任命または指示のなされる前に、シンガポール政府は、その職務を執行する者または指示される者について協議するものとする。

第2節 シンガポール憲法

(2)～(4) (略)

第8条 (土地の処分)

シンガポールにおいて現在施行されている法律の規定および女王陛下が元首に対して時宜に応じて与えられる訓令に従い、元首は、女王陛下の名において、かつ、女王陛下に代って、女王陛下により合法的に下付または処分されうるシンガポールにおける土地またはその他の不動産の譲渡および処分を公印 (Public Seal) をもってなすことができるものとする。

第3章 イギリス連合王国弁務官 (United Kingdom Commissioner)

第15条 (イギリス弁務官)

シンガポールにイギリス連合王国の代表としてイギリス弁務官が駐在し、弁務官は、女王陛下の親署および国璽による親任状により任命されるものとする。

第16条 (弁務官の職務権限)

イギリス弁務官は、本令および親任状、女王陛下により時宜に応じて与えられる訓令にもとづき、弁務官に属するすべての職務を行なうものとする。但し、弁務官が右の準拠する問題を有するか否かについては、いかなる裁判所といえどもこれを審査しえないものとする。

第17条 (弁務官の職務の継承)

(1) イギリス弁務官の職が空位であるとき、またはシンガポールに不在のとき、もしくはその他の原因によってその職務の執行を妨げられまたは不能であるときは、その職務は、女王陛下の親任を受けている間、女王陛下が親署、国璽をもって任命または指示する者によって執行されるものとする。

(2) 略

第18条 (弁務官の文書閲覧権限)

(1) イギリス弁務官は、その職務を正当に執行するために、つぎのような文書類の提出を求めることができる。

(イ) 内閣の閣議事項の写し

(ロ) 閣議の議題とされていない事項で内閣において審議されたすべての事項の写し、および、総理大臣の意見として国防および外交に関しイギリス連合王国政府の責任に影響をおよぼすと思われる問題、またはイギリス弁務官が国内治安委員会に提出することを欲すると思われる事項に関する内閣の決定および結論についての陳述書の写し

(ハ) 総理大臣の意見として、イギリス連合王国の右の責任に影響すると思われる問題、またはイギリス弁務官が右のよう提出することを欲する問題に関し、内閣に提出されたその他のすべての書類の写し

(2) イギリス弁務官は、前項の閣議事項の写し、および内閣に提出されたその他の書類の写しが大臣に配布された時に、それらの写しの提出を受けるものであり、かつまた、前項のリスト、陳述書は、それらが審議、決定または結論された後、可及的速かにそれらの写しの提出を受けるものとする。

(3) イギリス弁務官にとって内閣のその他の決定または結論もしくは内閣に提出されたその他の書類が、イギリス連合王国政府の右の責任に影響すると思われる問題、または、弁務官が国内治安委員会に提出することを欲する問題に関係があると思われたときには、イギリス弁務官は、総理大臣に対してその決定もしくは結論についての陳述またはその陳述書を読むのに役立つ参考書類の提出を求めることができ、もし総理大臣においてかかる決定、結論または陳述書は右の問題に関係がないことを弁務官に納得せしめることができないときは、総理大臣は、その陳述書または参考書類を提出するものとする。

第19条 (弁務官の特権)

第2節 シンガポール憲法

(1) イギリス弁務官は、訴訟および適法な令状からの免除、住居、事務所、公文書保存所等の不可侵権、および、女王陛下が女王陛下によって信任されている外交使節に与えたのと同様の特権を受ける権利を有するものとする。

(2) イギリス弁務官の補助職員は、訴訟および適法な令状からの免除、住居に対する不可侵権を受ける権利を有するものとする。

(3) 訴訟手続において、本令にもとづき、ある者が訴訟および適法な令状からの免除または住居に対する不可侵権を受けるか否かの問題が起こった場合に、イギリス弁務官がその問題に関する事実を述べ、イギリス弁務官によって発行された証明書は、その事実についての最終的証拠とする。

(4) イギリス弁務官は、本令の規定に従い訴訟および適法な令状からの免除ならびに住居に対する不可侵権を享受できうる者のリストを編輯し、それらの者に対して免除および不可侵権を請求し、かつ、時宜に応じてリストを修正し、当該リストおよびリストの修正または修正リストをシンガポール政府に寄託するものとする。

(5) イギリス弁務官は、本令におけるいかなる規定にかかわらず、本令によって与えられた免除を取消することができる。

第4章 行政部 (The Executive)

第20条 (内閣)

(1) シンガポールおよびシンガポールに対して内閣を設ける。内閣は、総理大臣および次条以下の規定にもとづいて任命されるその他の大臣によって構成されるものとする。

(2) 本令の規定に従い、内閣は、シンガポール政府について一般的指令および監督権を有するものとし、かつ、その指令および監督に関し、内閣は、立法評議会に対して連帯責任を負うものとする。

第21条 (大臣の任命)

(1) 任意の決定にもとづいて、元首は、自己の判断に従い、立法評議会の過半数の信任を受けると思われる立法評議会議員を総理大臣として任命することができる。元首は、総理大臣の助言にもとづき、立法評議会議員中からその他の大臣を任命するものとする。但し、立法評議会の解散中に任命を行なう場合には、前立法評議会議員であった者を総理大臣または大臣に任命することができ、かようにして任命された総理大臣または大臣が次期の立法評議会の議員でないときは、つぎの立法評議会の最初にその職を解かれるものとする。

(2) 前項の任命は、元首により公印のある証書をもって行なわれるものとする。

第30条 (自治州法律顧問)

(1) 自治州法律顧問の職務は、元首によって定められ、またその任命は、総理大臣の助言にもとづき、最高裁判所裁判官として任命される資格を有する者のうちから、元首によってなされるものとする。

(2)~(11) (略)

第31条 (法律顧問の権限)

(1) 法律顧問は、つぎのことをなすことが望ましいと考えた場合には、いかなる場合においてもこれをなす権限を有するものとする。

(イ) ある者によってなされたと主張される犯罪に関し、シンガポールの自治州裁判所においてその者を審判する刑事訴追手続を開始すること

(ロ) その他の者または国家機関によって開始された刑事訴追手続を引継ぎ、これを続行すること

(ハ) 法律顧問またはその他の者もしくは自治州の機関によって開始された刑事訴追手続を判決のある前に中止すること

(2) 前項の規定にもとづく法律顧問の権限は、法律顧問自らまたは法律顧問

第2節 シンガポール憲法

問の一般的もしくは特別の指令に従って行動するところの法律顧問に従属する官吏によって行使することができるものとする。

(3) 本条第1項1号および2号により法律顧問に与えられた権限は、その他の者または自治州の機関を除き、法律顧問に属するものとする。但書(略)

(4) 法律顧問は、本条にもとづき法律顧問に与えられた権限を行使するに当たり、他のいかなる指令または監督を受けないものとする。

(5) 本条の趣旨にかんがみ、裁判所における刑事訴追手続に対する決定、または、かような手続の趣旨に対して述べられた判例もしくは留保された法律問題に関し、シンガポールに在る他の裁判所に対する上訴または女王陛下の枢密院司法委員会に対する上訴は、これらの手続の一部とみなされる。

第5章 立法評議会の組織(Constitution of Legislative Assembly)

第34条 (立法評議会)

(1) シンガポールに立法評議会を設ける。立法評議会は、51名の議員によって構成されるものとする。

(2) 立法評議会の議員でない者が立法評議会の議長に選ばれたときは、その者は議長の職を保持することによって、本令第4章の目的および本令第42条の場合を除き、前項の51名の議員のほか立法評議会の議員となるものとする。

第6章 立法評議会の権能および招集手続 (Powers and Procedure of the Legislative Assembly)

第47条 (法律制定権)

本条の規定に従い、元首が立法評議会の助言および協賛をえて、シンガポールの治安・秩序および健全な統治に関する法律を制定することは合法的なも

のとする。

第48条 (立法評議会議事規則制定権)

第49条 (公用語)

(1) 立法評議会におけるすべての討論および討議は、英語、マレイ語、中国官語またはタミール語で行なわれるものとする。

(2) 立法評議会の投票、議事、公式報告、および、立法評議会に提出されるすべての書類、ならびに、立法評議会の委員会の議事に関するすべての議事録、証拠に関する覚書、報告書等は、英語によるものとする。

第52条 (定足数)

立法評議会に出席した議員の数が総議員の4分の1以下であるとの異議が出席議員から申立てられた場合、立法評議会の議事規則に定められた休会時間の経過後なお議長または当該議会を主宰した議員において出席議員の数が総議員の4分の1以下であることを確めた場合には、議長または当該議会を主宰した議員は直ちに立法評議会を休会を宣するものとする。

第53条 (投票権)

(1) 本令において別段の定めのある場合を除き、立法評議会において裁決のために提案されたすべての問題は、出席議員の投票権の過半数によって決せられるものとする。但し、立法評議会に提出されたいかなる問題についても、議員の投票が可否同数のときは、その動議は却下されるものとする。

(2) 議長が立法評議会の議員でない者から選任された場合には、当該議長は投票権を行使しないものとする。但し、本条の規定により、議長または当該議会を主宰するその他の者は、投票権を有するが、可否同数の場合の裁決権は有しないものとする。

第57条 (シンガポール政府証券に関する法律)

(1) 元首によって同意された法律で

第2節 シンガポール憲法

(i) シンガポール政府の要求により、受託者が投資することのできる証券

に関する1900年(j)植民地証券法 (the Colonial Stock Act. 1900

(j)に従いイギリス連合王国大蔵省の保管にかかる目録に含まれてい

るシンガポール政府証券に関する規定を該証券所有者の権利を侵害し

て変更せんとするようにイギリス連合王国政府に思われる法律

(ii) 前号の証券に関する原契約の変更を伴うようにイギリス連合王国

政府に思われる法律

かような法律は、国務大臣を通じて女王陛下により却下されうるものとする。

(2) かような法律が女王陛下により承認を却下された場合には、元首は、官報に女王陛下の不承認についての告示をなすものとする。

(3) かようにして承認を却下された法律は、その不承認についての告示が官報に発表されると、不裁可となった法律によって取消された法律の制定または修正は、あたかもかような法律は制定されなかったかの如く効力を生ずるものとする。

第59条 (立法評議会および議員の特権)

本令にもとづき制定される法律により、立法評議会および議員に対し、特権、免除、権限を定め、かつ、これを規則化することができる。但し、右の特権、免除、権限は、イギリス連合王国下院または下院議員の特権、免除、権限のそれを超えてはならないものとする。

第61条 (立法評議会の会期)

(1) 立法評議会は、毎年少なくとも1回開かれるものとし、立法評議会の最後の会期と次期議会の最初の会期との間に12カ月の期間を介在せざるものとする。

(2) 第1回立法議会の最初の会期は、任命日後1カ月以内に開かれるもの

とする。

(3) 立法評議会の会期は、元首が官報に布告を掲載し、かつ、指定する場所および期日に開かれるものとする。

第63条 (総選挙)

総選挙は、立法議会の解散後3カ月以内に元首が官報に掲載し、かつ布告をもって指定した期日に施行されるものとする。

第7章 国内治安会議 (Internal Security Council)

第64条 (国内治安会議)

(1) シンガポールに国内治安会議を設ける。同会議は、本令第70条の規定に従い、つぎの委員によって構成されるものとする。

(イ) イギリス弁務官 (議長)

(ロ) 総理大臣

(ハ) イギリス弁務官によって任命される委員2名

(ニ) 総理大臣によって任命される委員2名

(ホ) 本令第70条第1項の規定によって任命される委員1名

(2) 前項または本令第70条第1項による任命は、右の規定にもとづき任命権限を有する者または機関によって何時でもこれを取消することができるものとする。

(3) 本条第1項4号によって任命された委員は、大臣を辞するとき委員の職も辞するものとする。

(4)~(5) (略)

第65条 (国内治安会議の権能)

国内治安会議は、つぎの権能を有する。

(イ) シンガポールにおける公共の秩序および安全の維持に関するあらゆる

第2節 シンガポール憲法

る政策問題を合議する権能

(ウ) 国内治安に関係のあるシンガポール自治州のすべて政府機関の能率を維持する権能

(エ) 右機関の職務の執行および右の機関の権限内において必要とするあらゆる情報をうるため、イギリス連合王国政府とシンガポール自治州政府との間に平等な接触を保持する権能

第66条 (国内治内会議の決定の実施)

(1) 国内治安会議は、シンガポールの国内治安の維持または前条により同会議に付与された権能の正当な実行に関し決定をなす権限を有するものとする。

(2) 前項の決定は直ちにシンガポール自治州政府の通報されるものとし、右決定を即時実施することは同政府の義務とする。

(3) シンガポール自治州政府が前項の決定を実施しなかったことを国内治安会議議長が認めるときは、議長は自筆による文書をもってその旨を元首に伝達し、かつ、右の決定の実施につき命令を発するよう助言することができ、右の場合元首は、命令を発するものとする。

(4) 議長は、国内治内会議の協賛をえて、命令の発布、前項により既に発布した命令の廃止または改正を元首に時宜に応じて助言することができる。議長の自筆による文書によって右の助言が元首に伝達されたときは、元首はこれによってさらに命令を発するものとする。

(5) 本条にもとづき元首によって発せられたすべて命令は、法としての効力を有し、かつ、これを官報に発表するものとする。

第67条 (国内治安会議の開催)

国内治安会議は、議長において別段の決定をなさない限り、1ヵ月以内に議長によって定められた期日に開催されるものとする。また議長は、総理大

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

臣から開催の要請があったときは、何時でもこれを招集しなければならないものとする。

第70条 (マラヤ連邦の代表者)

(1) マラヤ連邦政府は、国内治安会議の委員として代表者を任命することができる。

(2) (略)

第8章 国防および外交 (Defence and External Affairs)

第72条 (イギリス政府に対する留保)

(1) 本令本章の規定にもとづき、国防および外交に関する事項は、イギリス連合王国の責務であるとする。

(2)~(3) (略)

第9章 公共奉仕 (Public Services)

第10章 司法 (Judicature)

第87条 (最高裁判所)

(1) シンガポールに、現在施行されている法律に定められていると同様の裁判管轄権および権限を有する最高裁判所を設置する。但し、最高裁判所裁判官は、その者の同意なくして在任中その地位を失なうことはないものとする。

(2) つぎに掲げる者でない限り、最高裁判所裁判官として任命を受ける資格を有しないものとする。

(イ) 民事または刑事のいづれかに関し、無制限の裁判管轄権を有するイングランド、スコットランドまたは北部アイルランドの裁判所において弁護士としての法律実務を行なう資格を有する者、または、シンガ

第2節 シンガポール憲法

ポール裁判所において法律実務を行なうことを認められた者

- (d) 最低限7年間右の弁護士として法律実務にたずさわった者、または、7年間右の法律実務にたずさわったと認められた者；

(3) 前項の目的のため、右の期間の算定にあった、時はその者が右の資格をえた後裁判官の職にあった期間も右の期間中に算入するものとする。

第88条 (下級審裁判所)

シンガポールに、現在施行されている法律に定められていると同様の裁判管轄権および権限を有する下級審裁判所を設置する。

第89条 (最高裁判所長官)

(1) 最高裁判所長官は、総理大臣の助言にもとづき元首が任命する。

(2)~(4) (略)

第90条 (最高裁判所裁判官)

(1) 裁判官は、最高裁判所長官、主要裁判官および自治州法律顧問によって構成される協議会の助言にもとづき元首がこれを任命する。

(2)~(8) (略)

第91条 (最高裁判所裁判官の任期)

(1) 本条第3項ないし第8項により、最高裁判所裁判官は、62歳に達するまで在任するものとする。但書(略)

(2)~(8) (略)

第11章 財 政 (Finance)

第12章 憲法改正および停止 (Amendment Suspension of the Constitution)

第13章 経過規定 (Temporary and Transitional Provisions)

付 表 (Schedule)

*註 釈 (Explanatoy Note)

第2章 憲法上の国家経済に関する原則

本令は、シンガポールにおける新憲法について定める。

この憲法にもとづき、シンガポールは国内自治権が与えられる。但し、国防および外交に関する責任は、イギリス連合王国政府に留保される。

この憲法は、国内治安会議に関する条項を包含し、かつ、立法、行政および司法部について定めるとともに、元首ならびイギリス連合王国弁務官についても定めている。

* 本註釈は、本令の一部ではないが、本令の一般的趣旨を明らかにするものである。

第3章 外資導入関係法

第1節 総 説

シンガポールの経済開発および外国投資にあたっては、1948年に発足した、「イギリス植民地開発公社」(Colonial Development Co-operation) が大きな役割を果たしているが、さらに、1959年には、国内産業の多角化による経済基盤の拡充を主として外国資本の導入を通じ実現するため、「創始産業法」(Pioneer Industries (Relief from Income Tax) Ordinance) が制定された。

イギリス植民地開発公社の主な事業は、1951年工業予定地51エーカーを買収してこれを一般に払下げ、将来シンガポール最大の工場地帯を建設せんとするもので、現在払下地で採業している主要工場には、つぎのようなものがある。

- (1) Malayan Textile Mills Ltd.—香港系華僑資本の会社で、資本金400万マラヤ・ドルをもって紡織機を香港紡績工場から4,000 錠、日本の豊和紡績から6,000 錠を買入れて採業中
- (2) Central Oil Refinery Co.—華僑資本によるパーム・オイル精製工場
- (3) Kiwi Boot Polish Factory —オーストラリア系資本の靴墨製造工場
- (4) Siglap Development Co.—食料油工場
- (5) Hong Kong Rope Manufacturing Co.—香港系華僑資本のマニラロープ製造工場
- (6) Davas and Co.—建設資材、タイル製造工場

第2節 創始産業法

(Pioneer Industries Ordinance)

1959年に実施をみた創始産業法は、国内産業の多角化による経済基盤の拡充をはかることを、主として外国資本の導入によって実現せんとする画期的な立法であり、その詳細は不明であるが、概要はつぎのごとくである。

(1) 創業産業たる要件

- (イ) シンガポールに全く存在しない新規産業であること
- (ロ) 将来発展の可能性のある産業であること
- (ハ) シンガポールの経済上の要請ないし発展に適合する経営規模をもって操業しうる産業であること
- (ニ) 当該産業を創始産業としてその設立ないし発展を奨励することが公共の利益のため必要な産業であること

(2) 免税特典

- (イ) 操業開始（予定）日から5年間免税の特典の享受する。
- (ロ) 創始産業対象企業の指定は、個人または法人組織の貿易・工業・製造業者等の申請にもとづき、公聴会を経て委員が政府に勧告し、これにもとづき主務大臣が決定する。
- (ハ) 原則として国内資本によるものを優先的に認めることになっているが、主たるねらいは、外国資本の導入にある。
- (ニ) 創始産業の対象となる新規事業を始める場合、外国資本の投資については何らの制限もなく、また、免税特典を受けられることのほか、その製品が自治州の外において安全な販路がえられるような保護政策がとられる。

(3) 申請手続

第2節 創始産業法

- (イ) 創始産業として所得税の免除特典を受けようとする個人および法人は、主務大臣に対し、認可証 (Pioneer Certificate) 下付を申請する。
- (ロ) 認可証の下付申請を受けた主務大臣は、当該事業が創始産業としての適格性を有するか否かを（前記1の基準に従って）判断し、その適否を決定する。
- (ハ) 認可証の下付を受けた事業者（個人または法人）は、30日以内に生産計画書を主務大臣に提出する。この場合右の期間内に提出しなければ、認可証は取消されたものとみなされる。
- (ニ) 主務大臣は生産計画書により免除特典を享受できうる認可をなす。

第4章 企業関係法

第1節 総説

1. 総説 シンガポールにおける共同企業の法形態として、非営利事業を対象とする Association、営利事業としてパートナシップ (Partnership) および会社 (Company) とがあり、前者は1940年「事業名称法」(Business Name Ordinance)、後者は1940年「会社法」(Company Ordinance) によってそれぞれ規制される。

2. パートナシップ パートナシップは、2人以上の者が金銭・財産・労務・技術等を出資し、営利を目的として共同事業を営む企業形態で、パートナシップの債務につき無責任を負うパートナー (general partner) のみによって構成されるゼネラル・パートナシップ (General Partnership) (わが国の合名会社に近似する) と、パートナシップの債務につき無限責任を負うパートナー (general partner) と一定額の金銭または財産の出資額を限度とする有限責任を負うパートナー (limited partner) とによって構成されるリミテッド・パートナシップ (limited partnership) (わが国の合資会社に近似する) とがある。

3. 会社 2人以上の社員によって構成される私会社 (Private Company) と7人以上の株主によって構成される公開会社 (Public Company) とがある。前者は、社員の最高限の限定、持分の譲渡制限、資本調達につき公募形式をとらない閉鎖的な会社で、わが国の有限会社に近似する。後者は、わが国の株式会社に相当するものであるが、つぎのような3種がある。

(i) 株式会社 (Company limited by Share)

各自の出資額を限度とする有限責任を負う社員のみによって構成される

第2節 事業名称法

会社（わが国の株式会社と同様）

(a) 保証責任会社 (Company limited by Guarantee)

清算の場合に一定額の出資をなすことを引受ける社員によって構成される会社

(b) 無限責任会社 (Unlimited Company)

会社債務につき無限責任を負う社員によって構成される会社

第2節 事業名称法

(Business Names Ordinance)

シンガポールに営業所をもち、組合員たる個人の真のフルネームまたは組合員たる商社の商号で営業活動を営む法人は、1940年事業名称法 (Business Names Ordinance) により、つぎの事項を登記官吏に提出しなければならない。

(a) 商号

(b) 事業の一般的性質

(c) 主たる営業所

(d) 各組合員の氏名、国籍、人種および住所

(e) 法人の場合には法人名

(f) 登記された営業所または主たる営業所

(g) 取締役員の氏名および国籍

第3節 会社法

(Company Ordinance)

1. 総説 シンガポール会社法は、イギリス1929年会社法を母法として1940年（法律第49号）に制定されたものであるが、その後、1947年（法律

第27号), ついで1952年(法律第37号)に改正がなされ今日に及んでいるが, 会社設立につき, 準則主義の立場をとっている。

2. 私会社 私会社 (Private Company) は, 2人以上の社員によって構成される会社で, 定款において社員の最高限を50人以下に制限し, 株式の譲渡制限, および株式または社債の公募を禁ずることのできる会社である。なお, 私会社は, 設立後直ちに事業開始および借財ができるほか, 貸借対照表および損益計算書等の計算書類を公開する必要がなく, さらに, 会社登記官吏に対し提出する必要がない閉鎖的な会社で, わが国の有限会社に相似する。

3. 公開会社 公開会社 (Public Company) は, 1940年シンガポール会社法によって設立された会社で, 私会社でない会社をいい, その設立には, 発起人7人以上を要し, 私会社と異なり株式の公募, 取締役3人以上を必要とし, さらに貸借対照表および損益計算書を公開するほか, 会社登記官吏に提出することを要する会社で, 株式 (有限) 会社 (Company Limited by Share), 保証責任会社 (Company Limited by Gurantee) および無限責任会社 (Unlimited Compy) とに分けられる。

4. 株式会社 株式会社 (Company Limited by Shares) は, 社員の地位が均等に細分化された単位としての株式の形式をとり, 構成員たる株主の責任は, その有する株式の引受価額を限度する出資義務を負うことにとどまり, 会社の債務については何らの責に任じない会社である。

(1) 設立・基本定款 株式会社の設立には, 発起人7人以上が基本定款および附属定款を作成・署名し, 株式会社登記官吏に登録することによって成立する。基本定款の絶対的記載事項は, つぎの通りである。

(i) 会社の商号 (商号中に “Limied” なる文字を用いること)

(ii) 会社の目的

第3節 会社法

- (イ) 本店所在地
- (ロ) 会社の株式資本の額および一株の金額
- (ハ) 株主の責任が有限であることの記載
- (ニ) 発起人の氏名・住所
- (ホ) 株式の募集に関する事項

(2) 経営・管理 株式会社の経営および管理は取締役によって行なわれる。私会社にあつては取締役は全く必要ないが、公開会社にあつては、会社法は取締役は最低3人を要求している。

取締役の資格は、破産宣告を受けた者で未だ復権していないものでない限り、種族、宗教、国籍の如何を問わずすべて取締役となりうることができるほか、会社法は取締役に對し一定数の資格株 (Sharequalification) の保有を定款をもって規定することができるものとしている。

取締役は、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、会計監査役 (auditor) の監査報告書および取締役の營業報告書とともに毎年少なくとも1回開かれる定時株主総会に提出して承認を受けることを要し、かつ、私会社以外の会社にあつては、その写しを株式会社登記官吏に提出しなければならない。

利益配当は、株主総会の決議にもとづき、当該營業年度において生じた利益または未配当利益から支出されるが、その配当額は、取締役から勧告のあった額を超えてなすことはできない。

(3) 株式 (イ) 株式の取得 基本定款および附属定款において、株主資格を制限していない限り、契約能力 (Contract Capacity) を有するものは、株式を取得することができ、従つて、外国人についても、基本定款および附属定款において株式取得の資格を制限していない限り、同様に取得することができる。但し、外国人の株式取得に関連して、株式が非居住者によって取

得され、株券がシンガポール自治州外に持出されるような場合には、外国為替管理法による規制を受け、その持出しについては為替管理局の許可が必要である。

(四) 株式の募集 株式の募集にあたっては、株式応募集に関する目論見書またはこれに代る報告書（目論見書を作成しないとき）を作成して株式会社登記官吏に提出することを要し、目論見書によって応募した株式申込人は、会社による株式の割当による株式の引受に際し、その引受価額の5%に相当する金額を現金で払込まなければならない。

(五) 株式の種類 基本定款または附属定款によって権能が与えられていれば、会社は各種株式、例えば、利益配当につき普通株式を有する株主より優先して配当を受ける優先株式、普通株式を有する株主に劣後して配当を受ける劣後株式、累積的配当金附株式等を発行することができる。

そして、基本定款または附属定款に与えられたこれらの株式の権利につき、株式所有者の承諾を条件として変更することが定款によって会社に認められている場合、付与された権利の変更に反対する該種類総株式数の10%以上の株式を保有する株主は、その権利の変更の取消を裁判所に申立てることができる。裁判所は、諸般の事情を考慮し、とくに権利の変更に反対する株主の利益から不公正に侵害されるおそれのある場合には、その変更を拒否することができる。

(六) 株式の払込 株式の払込は原則として現金をもってなされるが（現金出資）、それ以外に評価が可能である限り、労務の提供、動産・不動産等の財産（現物出資）をもってなすこともできる。ただ、金銭以外の場合にあつては（全部または一部の払込）、その評価の公正性を確保するために登記官吏の検査を受けるため、被割当者との売買契約書、労務提供その他の証明書を登記官吏に提出しなければならない。

第3節 会社法

(d) 株式の転換 定款の規定または株主総会の決議によって、全額払込済の株式を社債に転換し、または社債を全額払込済株式に転換することが認められ、その場合、会社は“Share Warrant”を発行することができる。この“Share Warrant”は流通証券であり、単なる引渡によって移転することができる。

(e) 株式の譲渡・株主名簿の作成 会社は全額払込済株式所有株主の請求により無記名株券を発行することができる。無記株券は動産とみなされ、定款所定の方法で移転ことができ、会社は株式の発行および移転を記録する株式（株主）名簿を作成・備置しなければならない。

(f) 社債 社債には、(i)単純社債 (Simple debenture)、(ii)担保附社債 (Mortgage debenture)、(iii)信託社債 (debenture upou trust)、すなわち、信託社債は、会社財産を信託証書に指定された受託者に対して信託的に移転され、社債利子の支払その他の条件の不履行の場合、受託者に対し信託的に移転された会社財産をもって支払うべく請求できる社債である。

社債権者は、普通株主と同様に会社の貸借対照表および損益計算書、会計監査役 (auditor) の監査報告、その他の報告書の受領および検査をなす権利を有する。また、社債権者の救済方法として、社債権者は裁判所に管財人 (reciver) の選任を求めることができる。

(4) 定款変更 基本定款の変更は、3週間の間において開催される株主総会の特別決議、すなわち、出席株主の総議決権の4分の3以上の多数決による承認を必要とする。

(i) 会社の目的の変更 株主総会の特別決議のほか、裁判所による変更の確認を必要とし、つぎのような場合でなければ変更できない。

- i) 会社の事業をより経済的かつ能率的に行なわんとする場合
- ii) 新しく改善された手段によって会社の主要事業目的を達成せんと

する場合

- iii) 会社の事業活動地域の範囲を拡大または変更せんとする場合
- iv) 会社の事業と有利に結びつく新たな事業をなさんとする場合
- v) 会社の事業目的の一部を制限または抛棄せんとする場合
- vi) 会社財産の全部または一部を譲渡または処分せんとする場合
- vii) 他の会社または法人と合併せんとする場合

裁判所は以上のような場合に該当する場合でなければ定款変更は認可されない。また裁判所は、社債権者およびその他定款の変更によって影響を受ける人々に対する通知がなされ、かつ、債権者の承諾がえられたか、または債権者の債権が保証された場合に変更を認めることができる。なお裁判所は、認可決定に当たっては、全面的にまたは部分的にもしくは条件付で確認または拒否することができる。

(四) 資本の変更 会社法所定の方法によってのみ変更することができ、定款所定の資本の増加、または現存の株式を会社の合併または分割、払込済株式を社債に転換、社債を払込済株式に転換する等の方法により資本の変更をなすことができる。これらの場合には、定款に定めがあれば株主総会の通常決議できるが、資本減少の場合には、株主総会の特別決議のほか裁判所の認可をえなければならない。裁判所は、資本減少の確認命令を発するに当たっては、会社が債権者保護の手続をなしたか、すなわち、異議ある債権者の承諾または債務の弁済もしくは保証をなした場合でなければならない。資本減少の効力は、資本減少の登記を要し、その場合該命令の写しまたは控えを株式会社登記官吏に提出することによって生ずる。

4. 外国会社 外国会社 (foreign company) のシンガポール自治州内における営業活動および営業所の設置については、その設置の日から1カ月以内に登記官吏に対し、つぎの書類を提出しなければならない。

第4節 企業統制法

- (イ) 会社の基本定款および附属定款組織その他の公式文書の写し
- (ロ) 会社の取締役の名簿
- (ハ) 会社の業務について権限を与えられシンガポール自治州内に居住する者の氏名および住所
- (ニ) その他要求される文書

これらの提出書類の内容に変更があったときは、その変更について登記しなければならない。

第4節 企業統制法

1. 銀行業 シンガポール以外において設立されたすべての銀行は、1940年会社法第309条により、シンガポールに営業所を設置する場合には、イギリス弁務官のライセンスを取得しなければならない。

2. 信託事業 1949年信託会社法 (Trnst Companies Ordinance) に準拠してシンガポールにおいて設立されるすべての信託会社は、シンガポール自治州政府に10万マラヤ・ドルに相当する有価証券（該政府によって承認されたものに限る）を預託しなければならない。

3. 保険事業 シンガポールにおいて保険事業を営まんとするすべての会社または団体は、営業開始に先立ち、保険の種類に応じて、つぎのような承認された有価証券を政府に預託しなければならない。

- (イ) 火災保険事業——10万マラヤ・ドル
- (ロ) 生命保険事業——20万マラヤ・ドル
- (ハ) 自動車（第三者）保険事業——10万マラヤ・ドル

但し、1909年イギリス保険法に準拠して設立された会社については、この種の預託は免除される。

なお、シンガポール自治州またはマラヤ連邦にまたがって営業活動をなす

場合には、そのいずれかの政府に預託してあればよい。

第5節 労働関係法

1. 労働法 シンガポールに現存する工場の8%以上は、従業員20人以下、月間平均収入225マラヤ・ドル（単純肉体労働者は150マラヤ・ドル）であるため、1955年に労働条件、年少労働の保護等に関する労働憲章とも称せられるべき労働法（Labour Ordinance）が制定され、特に、工業に従事する少年の登録制を実施し、労働大臣において最低賃金、労働時間を指定することになった。また同法は、婦人労働保護のため、出産前後30日間の有給休暇を定め、さらに、一般従業員の有給の病気休暇、法定休日以外の年次有給休暇を定めている。

2. 労働組合法 1950年に労働組合法（Trade Union Ordinance）が制定され、組合数200以上、組織労働者16万人以上、小規模の企業別組合が中心となっている。

3. 労働者災害補償法 労働者災害補償法（Workman's Compensation Ordinance）は、1932年に制定されたが、同法は、その適用範囲や補償内容が貧弱であり、シンガポールの産業発展が進むにつれて逐次改正され、現行法は1955年改正法である。同法は、肉体労働者以外の場合でも、月収400マラヤ・ドル以下の従業員にも適用されるほか、補償金額も増額されるに至った。

4. 退職金積立中央金庫法 1952年に施行された退職金積立中央金庫法（Central Provident Fund Ordinance）は、勤労者と雇用者の双方に対し、勤労働者の賃金（俸給）の5%を積立てさせて退職金にあてることにしている。停年は通常は55歳、勤労者本人死亡の場合には遺族に支払われる。また、同法は家内労働従事者にも適用される。

第5節 労働関係法

1953年の労働者災害補償法が月収400 マラヤ・ドル以下の勤労者に対する社会保険の役割を果たしているのに対して、本法は、月収400 マラヤ・ドル以上の勤労者に対する社会保険の役割を果たしている。

5. 補助工員定席法 補助工員定席法(the Seats for Shop Assistants)は、工場に働く年少労働者保護のため、これらの年少補助工員のために定席を設けなければならない旨を定めている。

なお、年少労働者保護法 (Children and young Person's Ordinance) は、12歳～17歳までの年少者を演芸等に就労させる場合には、法定の条件を充足した許可証を必要とする旨定めている。

第5章 外国為替管理関係法

第1節 総 説

外国為替管理法 (The Exchange Control Ordinance) は、1953年の制定にかかるもので、1954年法律第28号により正式には「金、通貨、支払、有価証券、債務および輸入、輸出、譲渡および決済に関する権限の付与、義務および制限賦課、および、これらの諸目的のための法律」(An Ordinance to Confer powers, and impose duties and restrictions, in relation to gold, currency, payments, securities, debts, and the import, export, transfer and settlement of property and for purposes connected with the matters aforesaid,) と称する。

為替管理法は47カ条および5つの付則からなり、各条が非常に長文であるため、全体でかなり長い法律となっており、第1節 用語の概念、第2節 金および外国通貨、第3節 支払、第4節 有価証券、第5節 輸出入 第6節 雑則、第7節 付則となっている。なお、第6節 第33条 会社、第7節 第35条 封鎖勘定 (Blocked accounts) および第2付則の外国会社および第3付則封鎖勘定に外国会社に関する規定がある。

シンガポールの為替管理は、弁務官の任命する「外国為替管理官」(Controller of Foreign Exchange) が、全権をもって行なう旨定められ、そして、その大半の条項は、「管理官の許可なくして何人といえども……してはならない」(Except with the permission of the Controller, no person,……) ではじまっており、さらに「本法によって課せられる義務および禁止事項は、本法に規定する明らかな制限によって、イギリス国民でないものをも含むあらゆるものに適用される」旨定めている。(第2条第5項)

第2節 為替管理法

なお、本法の付則において、外国通貨とは、マラヤ通貨もしくはポンド貨以外のすべての通貨をいい、また、本法の付則での為替レートは1マラヤ・ドルが2シリング4ペンスとなっている。

第2節 為替管理法

第33条 (1) 文書による通告をもってシンガポール自治州内に居住する者に対し、本法に規定する諸要求にしたがうことを、監理官 (Controller) が本法付則第2に掲げる法人 (body corporate) (本項においては以下「外国会社」(“foreign company”) という) に希望すること、ならびに何らかの行為を行ない、またはその行為を行なわないことにより、何人でも

- (イ) 外国会社に対し、右の諸要求にしたがわしめること
- (ロ) 外国会社が右の諸要求のいずれかにしたがうことを阻害するものを除去すること
- (ハ) 外国会社が右の諸要求のいずれにもしたがうことを、あらゆる面からさらに確実ならしめること

を結果しうるものが指示されたときには、監督官によってこれに反する許可が与えられないかぎり、その者にかかる行為を行ないまたはその行為を抑制しなければならない。この通告により規定することのできる諸要求は、つぎの通りである。すなわち、外国会社は、つぎの行為を行なわなければならない。

- (i) 資産および事業に関し、通告書に記載された詳細な事項を監督官に報告すること
- (ii) 通告書に掲げられた金または特定通貨の公認業者に対する売却または売却の斡旋をなしうるのは、売却の許可または売却の斡旋を認可された金または特定通貨であること
- (iii) 通告書に記載された配当金を公表して支払うこと

(iv) 通告書に記載された資産のすべては記載された方法で配分すること

(v) 通告書に記載された有価証券の売却譲渡もしくは当該有価証券に関する権利または効力に影響をもつ行為はこれを行なわないこと

(2) 監督官の許可をえた場合をのぞき、指定諸国内に居住する者は、指定国内に居住する者により、何らかの手段で（直接と間接とを問わず）支配をうけ法人が、指定国内に居住する者による支配を終止せしめるような行為を自治州内においてなしてはならない。但し、本条項は、自治州内における公認の株式取引所において取引の認められた証券の売却は、その売却が当然株式取引所における正常な方法にしたがい合意の上で行なわれるかぎり、これを禁ずるものではない。

指定国内に居住する者は、本条項に定める自治州外での取引を含み、また、はこれに関連し、もしくはこれを準備する一切の行為は、自治州内で行なってはならない。

(3) 監督官の許可をえた場合をのぞき、指定国内に居住する者は、指定国外に居住する者によって何らかの手段で（直接と間接とを問わず）支配されている指定国内居住の法人に対して、通貨または有価証券を貸与してはならない。但し、与えられた事情の下において適切と思われる調査にかかわらず、当該法人が右の支配をうけていることを貸与者において知らず、かつ、疑うべき理由を有しないときは、本条項はこれを適用しない。

指定国内に居住する者は、本条項に定める自治州外での取引を含み、または、これに関連し、もしくは、これを準備する一切の行為は、自治州内で行なってはならない。

(4) 本条および付則第2においては、指定国内に居住すると国外に居住すると否とを問わず、その者が法人の支配について他の者と協力するとき、そ

第2節 為替管理法

の者が他の者を拒否しうるならば、当該法人を支配するものとみなされる。

(5) 本条において「有価証券」とは、Secondary Security を含むものとする。

第35条 (1) 本法第3章の規定により、指定国外に居住する者のもつ債権に対して、支払もしくは預託をなすために監督官の許可が必要である場合

(2) 本法第33条第1項の規定に該当する外国会社が、同項に明示されたすべての要求に合致する売却として、売却した金または特定通貨に対して公認業者が支払いをなす場合

監督官は、その支払われもしくは貸方に記入さるべき金額は、封閉勘定 (blocked account) としてのみ支払われもしくは貸方に記入さるべきことを指図することができる。右の指図が行なわれるときには、第3の規定をその金額の支払いもしくは貸方への記入について、本法付則遵守しなければならない。

付則第1 (第2条に対する)

指定国

1. カナダ以外のイギリス連合王国内完全自治諸国
2. 女王陛下の支配下にあるすべての植民地
3. 国際連合の信託統治により、女王陛下の支配下にある領域の政府によって統治されるすべての領土
4. 全イギリス保護領または保護国
5. 南西アフリカ
6. アイルランド共和国
7. イラク
8. アイスランド

- 9. ビルマ
- 10. ヨルダン・ハレム王国
- 11. リビア連合国

付則第2（第33条および第35条に対する）

外国会社

- 1. 「外国法人」とは、自治州の法律に準拠して設立されたものではない法人で、つぎに列挙する条件をみたすものをいう。
 - (イ) 何らかの手段により（直接または間接に）、自治州外に居住する者によって支配される法人であること
 - (ロ) 清算の場合、株式または社債を保有する者の受取りうる金額の2分の1以上が、直接または間接に自治州に居住する者によって、またはその者の利益のために、受取られうる法人であること
 - (ハ) 清算の場合、債権者に対する支払後に分配できる資産の2分の1以上が、直接または間接に自治州内に居住する者によって、またその者の利益のために、受取られうる法人であること
 - (ニ) (i) 借入金または社債に対して支払わべき利息があるとき
 - (ii) 優先株式に対して支払わべき配当金があるとき
 - (iii) 優先株式以外の株式に対して支払わべき配当金があるとき
 - (ホ) その2分の1以上が直接または間接に自治州内に居住する者によって、またはその者の利益のために、受取られうる法人であること
- 2. その者によって、またはその者の利益のために、金額、資産、利息もしくは配当金を、直接または間接に受取りうる者の身分が、自治州内に居住する者の行使する任命もしくは類似の権限に依存するものであるときは、本付則の目的からみて、当該金額、資産、利息もしくは配当金は、直接または間接に自治州内に居住する者によって、またはその者の利益のために、受取

第2節 為替管理法

られるものとみなされる。

なお、通貨単位は、マラヤ・ドルで、1ドル(100セント)が英貨2シリング4ペンスに公定されている。したがって1米ドルは3.06マラヤ・ドル、英貨1ポンドは8.57マラヤ・ドルであり、また1マラヤ・ドルは邦貨約118円に当たる。

1950年マラヤ連邦、シンガポール、サラワク、北ボルネオおよびブルネイの諸政府間で締結されたマラヤ、イギリス領ボルネオ通貨協定にもとづき、通貨管理委員会(Board of Commissioners of Currency)が1952年1月1日に設立された。この委員会は、シンガポール財務相(委員長)、マラヤ連邦蔵相およびサラワク、北ボルネオ、ブルネイの3政府により共同に任命される官吏1名、および、関係5政府によって共同に任命される者2名から成っており、右委員会は、スターリング証券を通貨基金として、これら5地域における通貨発行の任に当たっている。

このような事情により、シンガポールだけに流通している通貨総額は明らかでないが、1958年12月13日現在、前記流通地域全体に流通していた紙幣および硬貨の総額は、つぎの通りである。

紙幣	948,530,912	マラヤ・ドル
硬貨	45,213,411	〃
計	993,734,323	〃

第6章 出入国関係法

第1節 総 説

戦後シンガポール植民地への移民を規制する法令としては、1951年4月4日制定された「植民地に対する移民を規制する命令」(An Ordinance to Regulate Immigration into the Colony, 1951)(略称「移民」管理)令「Immigration (Control) Ordinance」があったが、1953年8月1日には、整備された「移民令」(Immigration Ordinance)が制定されたが、1959年3月16日に大幅の改正、「移民(改正)令」(The Immigration [Amendment] Ordinance, 1959)をうけつつ、現在までその効力を有している。また、同命令にもとづき制定された「移民規則」(The Immigration Regulation, 1959)および「移民(入国禁止)令」(The Immigration [Prohibition of Entry] Order, 1959)、「移民(特例)令」(The Immigration [Exemption] Order, 1959)がある。

出入国の管理の最高権限は、移民(改正)令により、労働福祉大臣(The Minister for Labour and Welfare)が有し、同大臣は、移民令第54条の規定により、関係所管事項についての最終的決定をおこない、諸規則を制定する権限を有する。大臣により任命され、大臣の下に属して出入国管理業務にあたるものとしては「移民監督官」(The Controller of Immigration)以下、副監督官(Deputy Controllers)、監督補助官(Assitant Controllers)、副監督補助官(Deputy Assitant Controllers)その他の職員が存する。副監督補助官以上の移民事務官を、「上級移民官」(Senir Immigration Officer)と称する。

第2節 移民管理令

(The Immigration [Amendment] Ordinance, 1959)

現行移民管理令は、第1編 総則、第2編 植民地に対する入国許可、第3編 入国および再入国許可証、第4編 植民地に対する入国手続、第5編 植民地からの退去、第6編 その他、から成っている。

1. 総 則 本編には、移民管理令において用いられる用語の定義が定められている(第1条～第4条)が、本稿においては省略し、以下に各規定を述べる際にとくに必要と思われるもののみを各条項の記述の中でふれることにする。

2. 植民地に対する入国許可

植民地に対する入国は、大臣は、官報の公示をもって、公認の上陸地および空港を指定することができ、何人も、事故またはその他の事由により余儀なくされる場合をのぞくほかは、右の公認上陸地(空港)以外からシンガポールに入国することはできない(第5条)。

入国許可者は「移民管理令」(以下「命令」という)により合法的に交付される正当な「入国許可証」(Permit)、または、「再入国許可証」(Re-entry Permit)を所持するもの、および、右の許可証上に氏名が記載されており、かつ、許可証の所持者に同行するもの、さらに、正当に交付された入国のための「通行証」(Pass)を所持する者のみ、入国を認められる(第6条)。

シンガポール市民は、入国許可証または通行証をえないうで、マラヤ外のいずれの地からも入国することができ、また、マラヤ連邦の市民は、つぎの第8～9条の規定の制限のもとに、入国許可証および通行証をえないうで入国することを認められるが、この場合、その連邦内での存在が成文法にもとづき違法である場合には、以上の入国は認められない。

第6章 出入国関係法

また、シンガポール植民地に入国しようとする際、現在連邦に有効な移民に関する成文法の規定により交付された正当な証明書、許可書または通行証により、連邦に入国することを認められたものは、とくに入国許可書または通行書をえないでシンガポール植民地に入国することができる。これら入国許可書や通行証をえないで入国できる場合については、これらの特権を有するものであるという举证責任は、当該本人に属する（第7条）。

第8条（入国不許可者）

- (1) 監督官の判断により、つぎのものに該当するとされたものは、移民禁止者とされる。
 - (イ) 本条第3項に定める移民禁止者のいずれかに該当し、かつ、シンガポールまたはマラヤ連邦市民でないもの
 - (ロ) 連邦市民で、本命令第9条により、植民地への入国を禁止されているもの
- (2)
 - (イ) 本条3第項に定める移民禁止者の一に該当するものは、マラヤ外のいかなる地からも植民地または連邦に入国することはできない。
 - (ロ) その他の移民禁止者は、本命令にもとづき制定される規則の定めるところにしたがい、移民禁止者にたいして交付される正当な通行証を所持しないかぎり、マラヤ外のいかなる地域からも植民地に入国することができない。
- (3) つぎのものは移民禁止者とする。
 - (イ) 本人および（もしあるときは）その家族の生計を維持する方途を有することまたは定職を有することを証明しえないもの、または、乞食ないしは公の負担となる可能性のあるもの
 - (ロ) 精神錯乱者または精神に欠陥あるもの、または、その植民地内の存在が社会に危険をおよぼす伝染病にかかっているもの

第2節 移民管理令

- イ) 本命令第30条の規定により要求される医学上の検査をうけることを拒むもの
- ロ) 過去のいかなる時期にあっても、諸国家の国内において、禁錮の判決に価する犯罪を犯し赦免をうけていないもの
右の犯罪に関する事情により、監督官が移民として望ましくないと判断するもの
- ハ) 売春婦または売春により生計を立てもしくは売春をさせるもの、および植民地入国前に売春により生計を立てまたは売春をさせたもの
- ニ) 売春またはその他の非道徳的な目的のために、植民地内に売春婦または婦人もしくは少女を周旋し、またはその企図を有するもの
- ホ) 浮浪者および常習的乞食
- ヘ) 当該植民地への入国または過去の入国時における入国が、本命令または有効な成文法により違法であるもの
- コ) 暴力によってマラヤ内の政府または確立された政府、憲法ないしは当局をてんぶくし、または、確立された政府に反対することを信条とし、もしくは、これを唱道するもの、および、官吏の暗殺を唱道し、または、財産の不法な破壊を唱道ないしは教唆するもの
- セ) 政府にたいする不慣ないしは反対を抱き、または、反対を教唆し、もしくは、マラヤ内の政府または確立された政府の特定または不特定の官吏対して、その公的性格の故に暴行を加え、または、殺害する義務または必要性ないしは正当性を唱道、教唆し、もしくは、財産の不法な破壊を唱道する組織に加盟するもの
- ソ) 大臣が信ずるなんらかの情報源によってえた情報、または、公ないしは外交上のチャンネルにより政府からえた情報の結果、大臣が移民として望ましくないと判断したもの

第6章 出入国関係法

(7) 居住した州または国家の政府によって、なんらかの理由により送還されるため追放されたもの、または、これに関係する事情により、監督官が移民として望ましくないと判断したもの

(8) 効力を有する成文法により、正当な旅行書類の携行を必要とされるもので、かかる書類を所持せず、または、虚偽の所持をなし、もしくは、右の成文法の規定の必要条件に充分合致しない旅行書類を改訂したもの

(9) 移民禁止者の家族および随行者

(10) 本命令にもとづく規則により、植民地に対する入国を禁止されたもの

(4) 植民地に入国しようとする者の、移民禁止者でない旨の証明をなす責任は、本人に属する。監督官が、移民禁止者であることの理由で植民地に対する入国を拒否した場合には、本人の請求があれば、監督官の意見で、本人が該当すると思われる移民禁止事項を明示しなければならない。

(5) 本命令第55条に規定する特例により、移民禁止者が、合法的に発行をうける正当な通行証によらずに植民地に入国する場合には、右のものは本命令に対する違反者とする。

(6) 本命令の規定により発行される入国許可証および再入国許可証、または、移民に関する連邦の有効な成文法により発行される許可証または証明書を所持するものが、その入国に際し、移民禁止者の故をもって入国を拒否された場合には、所定の期間内に、かつ、所定の方法により、その拒絶につき大臣に不服の申立をなすことができ、大臣の決定は最終的なものとする。但し、本命令第25、26、27条の規定にかかわらず、右の拒絶に対する不服の申立をなすものは、右の決定がなされない間、監督官において安全の確保その他のため必要と思料する条件のもとに通行証の発行を受ける場合のほか、上

第2節 移民管理令

陸を許可され、移民収容所に収容されるものとする。

第9条 (大臣の植民地入国禁止制限に関する権限)

(1) 大臣は、命令により、

(イ) 公共の安全および利益、または、経済・産業・社会・教育その他マ
ラヤ内の諸般状況から必要と思料する場合には、つぎのことをなす権
限を有する。

(i) 一定期間たると恒久的期間たるとを問わず、特定個人または特
定事項に該当する不特定人の植民地に対する入国または再入国を禁
止または制限すること

(ii) 命令に定める期間中、植民地に入国しうる各事項に該当する者
の人数を制限すること

(iii) 植民地に入国または再入国する個人または各項に該当する者の
滞在できうる期間を制限すること、但し、本条によって発せられる
命令は、公共の安全および利益のために制定される場合をのぞき、
該命令が制定される時点においてマラヤ外に存在し、かつ、合法的
に発行される正当な再入国許可証を所持する者に対してはこれを適
用することができないものとする。

(iv) 本命令の規定にしたがうことを拒絶し、または無視せんとする運輸
機関により輸送される旅客が植民地に入国することを禁止すること

(2) 本条第1項の命令は、シンガポール市民には適用しないものとする。

(3) (イ) 本条第1項により制定される命令は、右の命令中に特別の定め
のないかぎり、制定の時より効力を発するものとする。

(ii) 本条第1項により制定される一定事項に該当するものに関する命令
は、官報に公示され、かつ、公共の安全のための命令をのぞき、公示

後できるだけ速かに立法評議会に提出されるものとし、右の命令の提出のあった日から3カ月の期間の経過後の最初の会議より以前に特定の日から右の命令の全部または一部の廃止を要求する決議が可決されたときは、右の法令は、右に定める日から効力を失うものとする。但し、すでになされた処分の効力または新しい命令の制定をそこなうことはないものとする。

㊦ 本条第1項2号により制定される命令は、官報に公示されなければならない。

(4) 本条第1項により制定される命令に違反して植民地内に入国または再入国もしくは滞在する者は、本命令に対する違反として処罰される。

3. 入国および再入国許可証

第10条 (入国許可証)

(1) 本命令第7条の規定により未だ入国資格を与えられていないもので植民地に入国せんと欲するもの、または、植民地への入国のため発行される正当な通行証により入国せんとするもの、もしくは、右の通行証の有効期間満了後引き続き植民地内に留まらんと欲するものは、所定の様式により、監督官に対し、または、監督官が植民地の内外を問わず、その目的のために時宜に応じて任命する者に対して申請することができる。

(2) 本条第1項による申請および所定の料金の納付があったときは、監督官は、右の申請人に対し、所定の様式による入国許可証を交付し、またもし、右の申請人が植民地において有効な通行証に関する成文法の規定により、植民地入国のビザ (visa) を所持することを必要とされる場合には、本人の通行証その他の旅行書類の提出と成文法に定める料金の納付があったとき、ビザを交付するものとする。右のビザは、本人に対する入国許可証の有効期間の満了もしくは廃棄があるまで有効なものとする。

第2節 移民管理令

(3) 本条第2項の規定により、監督官が入国許可証の交付を拒絶したことにより損害をうけたものは、右の拒絶の公示のあった時から30日以内に大臣に対し、文書により不服の申立をなすことができ、右の提訴に対する大臣の決定は、最終的なものとする。

第11条 (再入国許可証)

(1) 植民地内の合法的な居住者で、

(イ) 正当な通行証の所持者

(ロ) 連邦内に有効な移民に関する成文法により、連邦に対する入国または一時的な滞在を認めるために交付される正当な通行証の所持者

(ハ) 本命令第7条第1項の規定により、植民地に入国することを認められた者

の各号に該当しないもので、一時的にマラヤを去り、もしくは1カ月以内の期間中マラヤを離れんとするものは、監督官に対し、定められた様式にしたがい、植民地に対する再入国を認める再入国許可証の交付を申請することができる。

(2) 本条第1項による申請および所定の料金の納付があったときは、監督官は、右の申請人に対し、所定の様式により、再入国許可証を交付するものとする。本命令の発効後に交付される再入国許可証の場合であって、申請者が植民地内に有効な通行証に関する成文法により、ビザを所持することを必要とされる場合には、監督官は、所定の料金の納付があったとき、右の申請人に対し、ビザを交付するものとする。右のビザは、本人に対する再入国許可の満了または許可証の廃棄があるまで効力を有するものとする。

(3) 本条の規定により、監督官が再入国許可証の交付を拒絶したことにより損害をうけたものは、右の拒絶の公示のあった時から30日以内に、大臣に対し、文書により不服の申立をなすことができ、右の提訴に対する大臣の決

定は、最終的なものとする。

第12条（妻子名の許可証への記載）

法定の条件にしたがい、監督官が、所定の様式による申請に対し、入国許可証・通行証または証明書に、申請人の家族の姓名を記載することは合法的に認められるものとする。

第14条（監督官の調査権限）

監督官は、本命令による入国許可証・通行証および証明書の交付、または本命令第12条による記載をなすに先立ち、右の許可証・通行証および証明書中の記載の真実性を確認するため必要と思料される調査をなし、または、証拠の提出を要求することができる。

第15条（入国許可証および証明書の廃棄）

(1) 入国許可証の所持者が、本命令第12条の規定によりその入国許可証に姓名の記載されていない子供、または、本命令の規定によりその他の理由で植民地に対する入国を許可されていない子供を随伴して植民地へ入国せんとする場合には、監督官は、右のものに対して交付された許可証を廃棄することができる。

(2) 許可証または証明書の交付をうけたものが植民地へ到着した時に、監督官において、本命令第25条、26条および26条の規定により行なう調査もしくはその他の情報の結果、右の許可証または証明書のための申請書中の実質的な文言が虚偽または錯誤にもとづくものであり、もしくは右の許可証または証明書の交付が重要な事実の虚偽の提示または隠匿にもとづき行なわれたものであることの確証をえた場合には、監督官は、右の許可証もしくは証明書を廃棄することができる。

(3) 許可証または証明書の有効期間中のいかなる時期にあっても、監督官が右の許可証または証明書の所持者が移民禁止者であることの確証をえた場

第2節 移民管理令

合には、監督官は、右の許可証または証明書を廃棄することができる。

(4) 入国許可証または証明書によって植民地に入国する者につき、監督官において

(イ) 右の入国許可証または証明書のための申請もしくは申請に関連してなされた実質的な証言・記載が虚偽もしくは錯誤によるものであること、または、

(ロ) 右の者が移民禁止者であること

の確証をえた場合には、監督官は、右の入国の日から2年以内であれば、何時でも、右の者の植民地内の滞在が不法である旨を宣言することができるものとする。

(5) 本条第2項および第3項による廃棄、ならびに本条第4項による宣言をなすに際しては、監督官は、本人の住所が明らかな場合には右の住所への通知、また明らかでない場合には、監督官が適当と判断する方法による公示により、右の廃棄または宣言の理由とするところにより影響をうけるものに対して通知をなさなければならない。右の関係当事者は、事情の許す場合、右の廃棄または宣言に対し、所定の期間内に所定の様式によって大臣に不服の申立をなすことができ、右の不服の申立に対する大臣の決定は、最終的なものとする。

第15条に定められた許可証通行証または証明書の廃棄があった後、植民地内に留まることは不法なものとされる(第16条)。

4. 植民地内への上陸手続

植民地に入港する船舶の船長は、所定の移民信号を掲げ、上級移民官の指示があるまで掲揚することが要求される。但し、マラヤ連邦内の港湾のみを往来し、または、連邦移民省によって出港免除の認められている船舶は移民信号の掲揚を要求されない(第17条)。

監督官は、船舶一般または特定等級の船舶につき、官報で移民碇泊地を指

定・公示し、もっぱらマラヤ連邦内の港湾間を往復する船舶を除き、乗客を輸送する船舶は、移民碇泊地として指定された港以外のいかなる場所にも発着することが禁じられている。移民碇泊地に到着する船舶の船長は、移民官の命令にしたがい、命じられた場所にその船舶を投錨または繫留し、移民官による退去許可のあるまで碇泊する義務がある。この義務に違反する船長は、命令違反として罰せられる（第18条）。

船舶の場合と同様、マラヤ連邦外から植民地に到着する航空機は、許可された空港のみに着陸することができ、機長は、これらにつき船長と同様の義務を負わされる（第19条）。

パイロット、公務のため乗船中の政府官吏、船舶の所有者・傭船者またはその代理人、当該船舶の属する諸州ならび国家の植民地駐在総領事、領事および副領事、右の船舶がイギリス連邦内諸国に属する場合にはこれらの諸国の植民地への信任された代表者、および移民官により特に認められたものを除き、移民官による船舶の検査が終了し、かつ移民信号のおろされるまでは、何人も船舶から下船または乗船してはならないし、また、船員を除き、船から一錨長以内の距離に近づいてはならない（第20条）。

第21条（移民官の入国許可なくして上陸することの禁止）

(1) 上級移民官による下船または乗船の許可があるまで、第20条第1項第1号ないし4号に掲げるもの（上述のパイロット以下のもの）以外のものが、船舶から下船または乗船しないように防止することは、船長、船舶所有者および傭船者の義務とし、この目的のためあらゆる合理的手段がとられなければならないものとする。

(2) 上級移民官による許可のある以前に、船舶から下船または乗船するものがあつた場合には、その本人、船長および船舶所有者（傭船者）は、それぞれ本条違反として、

第2節 移民管理令

- (f) 本条によると訴追に対し、船長、船舶所有者および備船者が、本人の下船または乗船に対する許可ないし便宜を与えなかったことは、抗弁事由とはならないものとする。
- (g) 本条による訴追に対し、船長、船舶所有者および備船者が、本人の下船または乗船に対して予め合理的な予防措置を講じたことは充分なる抗弁事由となるものとする。
- (3) 上級移民官の上陸許可なくして上陸したものの乗船していた船舶の船長は、右の上陸者を再乗船させる義務を有するものとし、右のものの再乗船を拒絶する船長は、本条違反とする。

(4) 本条に違反するものに対しては、1年以下の懲役または4,000 マラヤ・ドル以下の罰金もしくはその両者に処せられる。

上級移民官が命令第20条により行なう検査が終了するまで、許可なくして、船舶から、または船舶へ、貨物ないし物品を移動し、撤去し、または搭載することは禁じられている(第22)。

植民地に到着し、または植民地から出港する各船舶の船長は、下級移民検査官以下の階級に属さない移民官からの要求のある場合には、所定の形式と内容の乗組員メンバーの完全なリスト、三連の全乗組員認識カードを提出し、移民官による全乗組員のインスペクションまたは訊問のため便宜を与え、かつまた、他の乗船者の有無を確認するため必要な船内の探索を許し、乗船中の密航者その他の不正乗船者を報告するほか、船舶書類(Ship's paper)を提示する義務を課せられている。旅客を輸送する船舶の船長は、右のほか所定の形式および内容の全旅客の完全なリストその他の事項についての報告の提出を要求される。もし、船舶中に、密航者その他の不正乗船者がおり、その旨の報告をなさなかった場合、船長は、有罪とされ、右のもの各1名につき1,000 マラヤ・ドル以下の罰金に処せられる(第23条)。

船舶の場合と同様、植民地内に着陸または離陸する航空機の機長は、第23条の規定および国際民間航空協定（The Convention on International Civil Aviation）付表第9の規定中に定める乗客リスト、植民地に上陸する全乗客のリスト、および全乗組員のリスト等を提出する義務を負わされ機内探索の許可義務・命令違反の罰則等についても、船長の場合と同様である（第24条）。

植民地に上陸する意図のもとに海路到着するものは、上級移民官の要求があれば、その指定する日時および場所に出頭しなければならない。上級移民官は、右の者に対し、必要と思われる検査をなした後、本人が、命令および規則により入国することが不適当な人物であることを確認したときは、本人に対し、右のものが未だ乗船中の場合には、植民地に上陸してはならない旨を通告し、また、本人が検査のため上陸中の場合には、直ちに帰船せしめ船内にとどまるよう通告するほか、船長に対しても、直ちに文書によりその旨を通告する。この通告をうけた船長は、当該人の上陸を許してはならず、または、当該人を帰船させる義務を負う。右の上陸禁止または帰船要求に従わないものがあるときは、移民官は、船長に対し、実力行使をふくむ各種の手段をとるよう要求することができる（第25条）。

海路到着するものの場合と同様、公認空港の場外に出ようとするものは、上級移民官の要求があれば、その指定する日時および場所に出頭しなければならない。上級移民官は、検査の結果、右のものが命令により入国が不適当と判断したときは、本人が公認空港の場外に出ないこと、早急に植民地からシンガポール以外の地へ出発することを要求するとともに、機長にその旨を通告する。機長は、要求のある場合には、本人を再塔乗させて植民地外へ輸送する義務を負う。機長が本人を空港外に出さない義務、機内に再塔乗させる義務なども船長の場合と同様である（第26条）。

第2節 移民管理令

第27条 (公認上陸地空港以外の場所から植民地に入国するものに対する検査)

(1) マラヤ外の地から、海路または空路によって、公認された上陸地または空港以外の場所から植民地内に入国するものは、直ちに、最寄の上級移民官の面前に出頭しなければならない。

(2) 本条の規定により、出頭をうけた上級移民官は、もし、右の者が本命令またはその下に制定された規則の規定により、植民地に入国することを禁止されているものであると判断した場合には、本人にその決定を通告し、かつ、移民官の指示にしたがい、直ちに植民地からマラヤ外の地に向け出発すべき旨を通告するものとする。

(3) 本条の規定を遵守せず、または遵守することを怠ったものは、本条違反として、判決により1年以下の懲役または4,000 マラヤ・ドル以下の罰金もしくはその両者に処せられるものとする。

入国者の資格につき疑いのある場合、上級移民官は再検査のため本人の身柄を移民収容所に収容する権限を有し、右の者は、移民官の出所許可があるまで、収容所に留置されるものとする。この場合には、大臣の文書による命令のないかぎり、右のものを7日間以上留置することはできないものとする。

監督官は、右のものに対する調査が完了しないで未決となっている間、もし必要と思料する場合には、本人を適当と思われる期間中移民収容所から出所させることができ、そのため、所定の形式による通行証を交付することができる(第28条)。

マラヤ外の地から植民地内に到着するもの、または海路もしくは空路により、植民地からマラヤ外の地に向け出発せんとするものは、上級移民官が本人の身元・国籍・職業および命令・規則の定める諸制限事項との関係、その

属する国家ないしは州における陸・海・空軍に対する服務義務などにつき直接間接の確証をうるために発する諸質問に対し、完全かつ真実の回答をなす義務が課せられており、また、右の事項に関する所持書類のすべてを提示または提出することを要求されている。右の質問に対する回答を拒否し、または怠り、もしくは虚偽の回答をなし、書類の提示を拒否し、または怠り、もしくは虚偽の提示をなすものは、本命令に違反するものとして処罰される（第29条）。

第30条（医学上の検査）

本命令および命令にもとづく規則に定められる権限および義務を行使・遂行するため上級移民官は、植民地へ入国せんと欲するすべてのものに対し、政府医務官による検査を受けるよう要求することができる。

移民官は、旅客および乗組員の各種検査回避を防止するために必要と思われる指示を与えることができ、合理的な事由なくして、この指示にしたがうことを拒否し、または怠ったものは処罰される（第31条）。

5. 植民地からの退去

植民地内に到着したものの検査中または調査後に、右のものが命令の規定にしたがい移民禁止者であることが判明した場合には、監督官は、その上陸を禁止し、またその判断により、本人の身柄を移民収容所その他の場所に収容し、本人の乗船地または出生国ないし市民権を有する国へ送還するまで留置することができる（第32条）。

第33条（不法入国者の退去）

(1) 本命令第5条・6条・8条および第9条の規定による命令に違反するものは、監督官の命令により、植民地から退去しなければならない。但し、本命令第5条に違反するものであっても、シンガポール市民または連邦市民は、本条項の規定により植民地からの退去を命ぜられることはないものとする。

第2節 移民管理令

(2) 本条の規定は、有効な追放罪に関する制定法による連邦からの退去を防止するためのものとみなしてはならない。

第34条 (不法滞在者に対する退去)

(1) 植民地内の居住者が、本命令第16条および第61条の規定によって不法な者は、本命令の規定違反に対する訴訟手続がとられると否とを問わず、監督官の命令により、植民地から退去させられるものとする。

(2) 本条第1項の規定による退去命令を受けた者は、大臣に対し所定の方法で、所定の期間内に不服の申立をなすことができる。但し、本条項の規定による本条第1項に定める退去命令に対する不服の申立は、本人の植民地内の居住者が、本人に関しまたは本人に対し発行された通行証または連邦内に有効な移民に関する制定法の規定により発行された通行証の廃棄を理由として出された命令の場合には、これをなすことができないものとする。

植民地からの退去を命令されたものの退去を実施させるため、監督官は、必要と思料する期間中右の者を刑務所・警察署または移民収容所内に拘留することができるが、第34条第2項による不服の申立をなしているものは、その審理過程において拘留を免れることができる。審理の結果、退去すべきことが決定されたときには、右の退去命令をうけたものは、警察官または移民官の手によって、便宜の船舶または航空機に乗せられ、これらの船舶（航空機）が植民地内にある期間、船（機内）に留置される（第35条）。

合理的に植民地内から退去すべき者と判断されうる者は、監督官により権限を賦与された移民官または警視以上の階級に属する警察官によって、逮捕状なくして逮捕されうる（第36条）。

植民地または連邦から退去せしめられ、または合法的に送還された者が、監督官の文書による許可をえずして植民地内に入国し、または居住する場合には、命令違反とし、2年以下の懲役または2,000 マラヤ・ドル以下の罰金

もしくはその双方に処せられ、これらの処罰のほか、再び植民地からの退去を命ぜられる（第37条）。

監督官は、シンガポール市民以外のもので、成文法の規定により連邦からの退去を命ぜられたものに対し、命令により、植民地内からの退去を命ずることができる。右の命令をうけたものに対する強制退去手続は、移民管理令違反者の場合と同様である（第38条）。

6. その他

移民官は、監督官の命を受けて職務を執行するが、その性格は、刑法典にいわゆる公務員であり、本命令の規定による逮捕・拘留・退去強制については、警察官と同じ権限を与えられている。上級監督官は、移民管理令およびその下の規則の定めるところに従い、法廷に出席し、または訴追を行なう権限を有する。監督官は、「命令」に定める事項の調査のため、証人を喚問し、口頭または文書による証言を求めるほか、右の調査ないしは提訴に関する書類の提出を求める権限を有し、これを拒否し、または怠るものは「命令」違反として処罰される（第39条～第41条）。また、警察官は、上級移民官の指示を受けて不法入国者の逮捕・拘留・強制退去を行なう（第42条）。

船舶の船長・船主・傭船主または代理人が植民地内で船員を解雇しようとするときには、その旨を直ちに監督官に通告しなければならない。これら解雇された乗組員（船員および航空機乗務員）は、本人が植民地に入国する資格を与えられているか、または、入国許可証や通行証を所持している場合を除き、植民地内に置き去りにされてはならず、船長・機長その他の雇傭責任者は、解雇乗組員をその出生地または市民権を有する土地まで輸送する責任がある（第43条）。

上級移民官は、乗客が不法に植民地内に入国しようとしていると判断するときには、船（機）長・船主・傭船主・代理人または荷受人から供託金を納

第2節 移民管理令

付させることができ、その納付がないかぎり船舶・航空機の検査の免除を与えないことができる。また監督官は、供託金が納付された後において、その乗客が不法入国したことが確認された場合には、右の供託金の全部または一部を没収しうる。この場合、船長その他の者が不法入国者の入を予防する合理的な手段を講じたことが判明した場合は、没収は許されないものとする。

乗客や乗務員がなんらかの合理的な事情により、船（機）中において旅行を続行することができなくなり、植民地内にとどまらねばならなくなったときは、右の船舶や航空機の船（機）長その他の責任者は、直ちにその旨を上級移民官または警視以上の警察官に通告しなければならない（第46条）。

植民地内のシンガポール市民以外の居住者で、貧困・病弱・精神もう弱の故をもって職業をうることができなくなったもの、または、本人もしくはその家族の生計を維持することができなくなったもの、その出生国ないしは市民権を有する国への本人またはその家族の旅費を支払う能力のないもの、公衆または慈善団体の負担となりまたは負担となりそうなものは、本人もしくはその家族を政府の負担で送還して欲する旨を監督官に申請することができ、監督官は右の申請に対して事情を調査の上これを許可することができる。政府の費用で送還されることに決定したものは、所定の様式により、監督官の文書による許可がないかぎり、再び植民地および連邦内に戻らない旨の誓約をなすことが要求される（第46条）。

命令・規則に違反して植民地に入国するもの、または、入国禁止となり船（機）内に戻されたもので再び入国するものがあった場合には、その乗っていた船舶や航空機の船（機）長その他の責任者は、右のもの留置・強制退去などのため植民地政府の要したすべての費用を負担しなければならない（第48条）。

監督官は、文書によって、命令に違反する船舶を抑留する権限を港湾局に

与えることができ、この場合、監督官はその旨を船長その他の船舶の責任者に通告することになっている。船舶の抑留に関する種々の権限については、第50条が定めている。

労働福祉大臣は、出入国管理に関し、命令の規定に反しないかぎりにおいて、「管理令」実施のための規則を定めることができ、また命令によって、管理令の規定の例外を認めることが認められている。大臣の定める規則、および前述の例外を定めるための命令は、いずれも官報に掲載公示される（第54条、第55条）。

第56条 （罰則）

- (1) つぎに掲げるものは、本命令にに対する違反者として処罰される。
 - (イ) 不法に植民地内に入国せんとするもの
 - (ロ) 本命令およびその下に制定される諸規則の規定に違反して植民地内に入国するよう教唆するもの
 - (ハ) 連邦内において有効な移民にかんする法律の規定に違反して連邦内に入国するよう教唆するもの
 - (ニ) 本命令およびその下に制定される諸規則の規定に反する行為をなしつつあることを知り、または、これを認知するための合理的な根拠をもちつつ、右の行為をなしつつあるものを故意に隠匿するもの
 - (ホ) 連邦内において有効な移民にかんする制定法の規定に違反する行為をなしつつあることを知り、または、これを認知するための合理的な根拠をもちつつ、右の行為をなしつつあるものを故意に隠匿するもの
 - (ヘ) 本命令およびその下に制定される諸規則の規定により設定される義務に関連して、虚偽の報告、虚偽の証言、または、虚偽の説明をなし、もしくは、なすことを命ずるもの
 - (ロ) 移民官の職務の執行に際し、積極的消極的にこれに反抗し、または

第2節 移民管理令

妨害するもの

- (イ) 合法的な理由なくして、本命令の規定による退去を妨害ないしはさへぎるもの
 - (ロ) 本条第10号の規定に違反して使用させるため、入国許可証、再入国許可証、証明書 (Certificate) または通行証を貸与・譲渡し、または分割するもの
 - (ハ) 他人に対して交付された入国許可証、再入国許可証、証明書または通行証を、合法的に本人に交付されたかの如くに使用せしめるもの
 - (ニ) 連邦内に有効な移民に関する制定法の規定により交付される入国許可証、通行証または入国証明書を、虚偽の証言を行なうことによって、本人または他のもののために獲得または獲得せんとするもの
 - (ホ) 本命令およびその下に制定される諸規則により発行される入国許可証、証明書または通行証の偽造または不法に改変されもしくは正規でないもの、または、その記載が偽造されもしくは不法に改変された入国許可証、通行証その他の文書を使用し、または、不法に所持するもの
- (2) 不法に植民地内に入国または再入国し、またはこれを企て、もしくは入国または再入国しつつあるものは、その違反につき本人に対する審理手続がとられていると否とを問わず、監督官の命令により、植民地より退去しなければならない。

(3) 船舶の船長が本命令違反の嫌疑に問われている場合には、右の船舶にたいする出港認可は、右の嫌疑が審理され、もし罰金が科せられたときは、その罰金の納付がなされるときまでこれを拒むことができる。

第57条 本命令に対し違反するものであって、右の違反につき特定の罰則が定められていない場合には、右のものは、判決により、6ヵ月以下の懲役または2,000マラヤ・ドル以下の罰金もしくはその両者に処せられるものとする。

第58条 (違反事件に対する裁判)

- (1) 本命令およびその下に制定される諸規則にたいするすべての犯罪は、地方裁判所または治安裁判所により審理されねばならない。
- (2) 地方裁判所および治安裁判所は、刑事訴訟法典中の規定に拘束されず、犯罪に対する規定の処罰のすべてを科することができる。但し、治安裁判所は、12カ月以上の期間にわたる懲役を言渡してはならない。
- (3) 本命令およびその下に制定される諸規則に対する違反については、監督官または検事、もしくはその代理者の文書による事前承認がないかぎり、起訴することは認められないものとする。

第3節 移 民 規 則

(The Immigration Regulation, 1959)

1. 総 説

1959年の移民規則は、労働福祉大臣が移民令第54条により与えられた権限により制定、1959年5月1日施行された。この規則は、移民令の主要な規定の実施細則と入国許可証を受ける申請書その他27の書式例を定める付表第1と、手数料の額を定める付表第2とから成っているが、以下には、植民地入国のため参考となる規定のみを抜萃し、その概要を紹介する。

2. 入国許可証の交付申請

入国許可証の交付をうけるための申請に際しては、付表第1、書式第4、1編の形式による申請書と、申請者本人の最近の写真二葉をそえて提出しなければならない、この場合、申請人が婦人または子供の場合には、それぞれその夫または親の署名を要する。また、妻または子供を同伴して入国するため入国許可証にその姓名の記載を受けようとするものは、書式第4第2編の形式による申請書にその妻または子供の最近の写真二葉を付して申込むこと

第3節 移民規則

が要求される。入国許可証の申請に際しては、申請人は、書式第4第3編に定める形式により、マラヤ内の住居の保証人の保証宣誓書をそえる必要がある。与えられる入国許可証の様式は、書式第5に示めされている（第4条）。

3. 入国許可証のための保証金

監督官は、入国許可証の交付に際し、出願人がそのマラヤ入国の日から2年以内にシンガポールまたは連邦から送還または退去を要求される場合の留置・送還・退去を行なうため必要な経費に対する所定の保証金を要求することが認められている。もしこれらの事態が起った場合には、実際に要した経費の明細が文書で与えられる。保証期間中に右の事態が生じなかった場合には、監督官の適当と思料する可及的に確かな時期に右の保証金は返還される（第5条）。

4. 再入国許可証の申請

再入国許可証をうるための申請（妻子同伴のための許可証への記載を含む）に際しては、付表第1書式第6第1および第2の形式に従い、入国許可証の場合とほぼ同様の手続をとらなければならない（第6条）。

5. 入国・再入国許可証の効力

入国許可証は各1回のマラヤ内への入国のみにつき有効であり、その所持者がマラヤ外へ出国した場合、または交付の日から6カ月以内にマラヤ内に入国しない場合には、それぞれその日付より効力を失なう。再入国許可証の場合には、交付の日から1年間以内の指定期間内につき有効であり、監督官が有効期間につき再入国しうる回数を記載する場合は、その回数、何らの記載をしない場合には、1回の再入国についてのみ有効である。監督官には、一年間を超える期間有効な再入国許可証を発行し、または、その必要と思料する期間、再入国許可証の効力を延長することが認められている（第7条）。

6. 通行証の種類

シンガポールに入国し、一時滞在しようとするものに交付される通行証には、つぎの種類がある。

従業員通行証、被扶養者通行証、旅行者通行証、通過者通行証、学生通行証、特別通行証、上陸者通行証。これらのうちのいずれの種類を交付するかは、規則以下の諸規定にしたがい監督官がなす判断に委ねられている（第9条）。

7. 従業員通行証

訪問者・旅客・通過旅行者・学生以外のもので、シンガポールまたはマラヤ連邦政府、連邦内州政府、またはマラヤ内の市庁ないしは自治体の職員として、もしくは、監督官の認めるシンガポール内の会社に月1,200マラヤ・ドル以上の賃銀により少くとも2年以上雇用される目的でシンガポールに入国しようとするもので移民禁止者に該当しないものに交付される。この種のパスの所持者は、監督官の同意なくしては、通行証に特定されている以外の職業、勤務先を変えることは認められない。またこの種のパスの交付申請の形式は、付表第1書式第8に定められている（第9条）。

8. 被扶養者通行証

この種のパスは、有効な入国許可証を所持してシンガポールに入国する者の妻子が随伴または合流もしくはともに居住するためシンガポールへ入国することを認めるために交付される。パスを受けたものは、監督官の許可なくしてマラヤ内でいかなる職業にもついてはならない。このパスの交付申請の様式は、付表第1書式第10に定められている。監督官が扶養者に対する入国許可証中にこれらの被扶養者の姓名を記載するときは、その記載をもって被扶養者通行証とみなされる（第10条）。

9. 旅行者通行証

この種のパスは、社会的・商業上・職業上の目的による訪問のため、または旅行者としてシンガポールに入国しようとする者に対し交付される。監督

第3節 移民規則

官は、申請者に対し、付表第1書式第12に定める形式による申請書のほか最近の写真二葉を添付して申請する。このパスの所持者は、パスに記載される12ヵ月以内の期間、シンガポールに入国・滞在することができ、監督官は右の有効期間を延長することを認められている。入国中にパスに記載されている以外の職業につくことは原則として許されない（第11条）。

10. 通過者通行証

この種のパスは、合法的に目的地国に入国する資格またはパスをもつものが、マラヤ外の国に入国するためにシンガポールを通過しようとしてシンガポールに一時的に入国しようとする場合に与えられる。この種のパスの有効期間は1ヵ月以内であり、監督官はその期間を延長することができる。通過者通行証は、本人の所持しているパスポートその他の旅行書類への記載の方法により交付される（第12条）。

11. 学生通行証

学生パスは、大学または大臣（労働福祉大臣以下同じ）が認めた教育施設の学生として入学を許可されたもの、または、文部大臣の発行する本人がシンガポール内の特定教育施設の学生として認めることが望ましい旨、もしくは学生として認められたことがある旨を証明する証明書を所持するものに対して与えられる。このパスの申請形式は、付表第1書式第14に定められている。監督官は、学生パスの所持者が合理的な期間内に入学を許された大学その他の教育施設に入学しないとき、または、これらの学校に入学後、学生としての身分を維持し得なくなった場合には、そのパスを取消することができる（第13条）。

12. 特別通行証

特別パスは、監督官が、(1)本人が移民令およびその下に制定される規則に照らしてシンガポール内に入国を認める許可証または資格を有しているか、

または、本人が移民禁止者でないかどうかを決定するために必要な調査をなす機会をうるため、(ロ)本人が命令の規定により監督官の決定に対し告訴するため十分な機会を与えるため、(ハ)その他の特別の事由のため望ましいと判断した場合に交付される。

特別パスの有効期間は、1ヵ月以内の期間であるが、監督官は、その期間を延長することができる。監督官は、上記(ロ)の場合を除き、その裁量により、何時でも当該パスの取消を行なうことができる(第14条)。

13. 上陸者通行証

この種のパスは、シンガポール内の港灣(空港)に到着する船舶または航空機により旅行するもの、および、これらの船舶(航空機)の乗務員に対して交付され、パスの所持者は、船舶(航空機)がシンガポール内に滞在する期間、シンガポール内にとどまることが認められる。

14. 船員の認識票

船員の認識票(命令第23条参照)を所持している乗組員は、上陸者通行証の所持者とみなされ、シンガポール内にとどまることが認められる(第16条)。

15. 通行証所持者の報告義務

通行証の所持者は、交付を受けるための条件として、監督官に対し、マラヤを退去する以前に移民官(連邦移民官を含む)に対し報告を行なう義務、および、監督官が通行証に対して課す本人およびマラヤ滞在中の所在に関し報告する義務を負う(第17条)。

16. 保証金

監督官は、通行証の交付に際し、必要と思料する額の保証金を申請人に課すことができる(第18条)。

17. 通行証の取消および保証金の没収

第4節 1959年移民（入国禁止）令

監督官は、通行証の所持人が命令および規則に違反し、または遵守を怠りもしくは右の通行証の課す義務に違反すると判断した場合には、直ちにその通行証を取消しの処分にし、保証金を没収することができる（第20条）。

18. 船長その他の金銭上の責任

命令第28条第1項の規定により、移民収容所に留置されるものが出た場合には、本人をシンガポールまで輸送した船舶または航空機の船（機）長・所有者・傭船（機）者または代理人は、右のものの抑留および留置に必要なすべての経費につき連名または単独に責任を負わねばならない。これらの金銭上の責任は、シンガポール政府に対する債務とみなされる（第24条）。

以下には、大臣に対する提訴、出航許可請求、船員リスト、船員認識票、旅客リストその他の書式につき、それぞれ付表の書式各号中に定められている。

第37条（罰則）

合理的な理由なくして本規則第3条第8項、第17条、第36条の規定に違反し、もしくは同規定の遵守することを怠ったものは、規則違反として判決により、6カ月以下の懲役または1,000マラヤ・ドル以下の罰金もしくはその両者に処せられる。

第4節 1959年移民（入国禁止）令

(The Immigration [Prohibition of Entry] Order, 1959)

1. 総 説

この命令は、労働福祉大臣が移民令第9条により与えられた命令制定権にもとづき1953年の移民（入国禁止）令に代えて制定したもので、1959年5月1日から施行された。法文は6ヵ条と6項目の付表とから成っている。

2. 入国を禁止される者

第3条 つぎにかかげるもの以外の者が、マラヤ外の地からシンガポールに入国することは禁止される。

- (イ) 「移民令」(以下「命令」と呼ぶ)第7条第1項により入国の権利を有しているもの
- (ロ) 命令第7条第2項によりシンガポール入国を許可されたもの
- (ハ) 命令第11条により交付される正当な再入国許可証の所持者およびその姓名が右の許可証上に記載されているもの
- (ニ) 合法的に本人に対して交付された通行証によってシンガポールに入国せんとするもの
- (ホ) 命令第55条の規定により制定される規則により、命令第6条の規定の特例として認められたもの
- (ヘ) 監督官が、本命令付表に掲げる類型に属するものと認定したもの

3. 証明書交付の拒否

労働福祉大臣が、付表にかかげられている各種の証明書の交付を拒否した場合には、右の処分は最終的なものであって救済手段はない(第4条)。

4. 挙証責任

この命令によってシンガポールに入国を認められないものであることの挙証責任は、本人に帰せられる(第5条)。

5. 付 表

第4条第1号ないし6号の各種証明書の例示である。これによれば各証明書の内容は、つぎようになる。

- (イ) シンガポール市民の利益を損うことなく、シンガポール内においてその職業に従事することが出来る職業的もしくはその他の特別な資格を有するもの、および、これと対応または類似する資格を有し、シンガポールに居住するもの

第5節 1959年移民(特例)令

- (a) 該入国がシンガポールの経済的利益となることを証明する、大臣により発行された証明書を所持するもの
- (b) 本付表第1または第2により、シンガポールに入国することを認められたものの妻および15才未満の子供
- (c) シンガポール市民の妻および15才未満の子供
- (d) シンガポール市民、または、本付表第1および第2によりシンガポールへの入国を認められたもの以外の者で、通行証または連邦内に有効な移民に関する制定法または命令第55条の規定により交付される通行証によらずにマラヤ内に居住し、妻子を扶養する手段を有している者の妻および12才未満の子供
- (e) 大臣の判断において特別の情状酌量の結果、シンガポールへの入国を認めうべきもの

第5節 1959年移民(特例)令

(The Immigration (Exemption) Order, 1959)

この命令は、労働福祉大臣が、「移民令」第55条により認められた権限にもとづき、1953年の移民令(特例 No. 1)に代えて制定したもので、1959年5月1日から施行された。

この命令は、「移民規則」第36条の規定する入国許可の特例を受ける者に関し、詳細な定めをなすものであるが、特例を受ける者は、主としてイギリス連邦市民ないしは軍人であるため、省略する。

監 修
大 原 栄 一

東南アジア経済関係法令集
シンガポール

昭和 35 年 3 月 31 日発行

編集兼発行者 社団法人 ア ジ ア 協 会
発 行 所 社団法人 ア ジ ア 協 会
東京都港区赤坂 新坂町 38
電話 (408) 4261 (代表) ~ 8

非 売 品



LIB